

「ドメイン名に関する
情報通信政策の在り方について」(案)
に対して提出された御意見及びそれらに対する考え方

平成26年11月

「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方について」（案）
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成26年10月8日～26年11月6日

○ 提出意見総数：29者

(1) 個人 17者

(2) 法人・団体 12者

名称順	法人・団体意見提出者
1	アジアインターネット日本連盟（A I C J）
2	株式会社インターリンク
3	株式会社A S J
4	GMOインターネット株式会社
5	一般社団法人新経済連盟
6	公益社団法人全国消費生活相談員協会
7	多摩大学情報社会学研究所
8	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
9	日本教育コンピューター株式会社
10	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
11	株式会社日本レジストリサービス
12	メディアメソッド

1 信頼性に関する意見

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
① 信頼性の基準作成について		
P 2 9	<p>民間企業（株式会社）として、社外の声に耳を傾けよりよいサービス提供に努めることは当然のことですが、その声にだけ従えば、過剰な投資により経営的な不安定を招く懸念などもあります。このためにも、バランスを考慮した経営判断が必要であり、報告書案に書かれているように「意見を尊重する」という扱いが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（株式会社日本レジストリサービス）</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 9	<p>外部の意見を尊重することはサービス事業者として大切なことであるが、安定して動いている仕組みは、その安定性を継続させることが重要であり、その形を変えることはリスクを伴うことを十分に認識すべきである。外部の意見に責任を委ねることはできないため、事業者自身の責任の下で慎重な経営判断を行うことが求められる。</p> <p style="text-align: right;">（株式会社 A S J）</p>	<p>信頼性の基準について、開かれた場での議論を尊重しつつも JPRS が決定することとしており、頂いた御意見は、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・再移管スキームについては、現状においても国が関与しており、このスキームを継続することが望ましい。 ・信頼性基準の作成にあたっては、現状安定している仕組みを継続させることが重要であるとの認識の下、事業者が経営判断することが求められる。 <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>信頼性の基準について、開かれた場での議論を尊重しつつも JPRS が決定することとしており、頂いた御意見は、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 9	<p>【報告書案】 信頼性基準は JPRS が作成することが望ましい。</p> <p>【意見】 JP ドメインのみに適用される信頼性基準のことを意味していると理解していますが、その前提においては、JPRS が作成することとしても差し支えないと思料します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・但し、経験則から、従前の事例では JPRS は些細な仕様変更であってもその承認から作業の完了まで1年以上要する組織であることは考慮する必要があります。マルチステークホルダによるガバナンスという趣旨を踏まえれば、例えば、JP ドメインの最大販売事業者等の意見を迅速に取り入れることにより、消費者の意見を適時、適確に反映させるなどの仕組みも必要では 	<p>インターネットガバナンスの議論の場については、広く関係者の意見を聴くものとして制度設計することとしております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ないかと思料致します。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	
P 2 9	<p>DNS 運用の信頼性基準については、様々な意見を参考にしながらも、DNS の特性を熟知する専門家による議論が重要であると考えます。</p> <p>(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>信頼性の基準について、開かれた場での議論を尊重しつつも JPRS が決定することとしており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
② その他		
P 2 2	<p>キャッシュポイズニング等、セキュリティ上の脅威は現状存在してしまっている。検討は必要であるが、DNS の性質上、日本独自というわけにはいかない。世界各国と足並みをそろえた上での検討となるべきと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>DNS の安定的な運用のために DNS の関係事業者が積極的にグローバルな枠組みに参加することを提言しております。</p>
P 2 7	<p>【政府案】 本ワーキンググループでは、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合のセーフティネットの必要性については、インターネットの安定的利用の観点から必要不可欠との考えで意見が一致している。</p> <p>【意見】 ・本ワーキンググループでは、新 gTLD におけるグローバルなガバナンスの枠組みを ccTLD レジストリにも適用することで、ドメイン名登録の信頼性を担保し得るのではないかと、この考えが主査から提示され、出席していた委員からは特に異論が出なかったと認識していますが、当該記載のような考えで意見が一致したとの認識はありません。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要と考えております。</p>
P 2 8	<p>【報告書案】 DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合のセーフティネットの必要性については、インターネットの安定的利用の観点から必要不可欠との考えで意見が一致している</p> <p>【意見】 安定的な名前解決の提供は技術的な課題であり、現在も様々な解決方法が提案、実験されており、将来的には DNS ではない手法が採用される可能性もあるため、DNS に限定した規律を作</p>	<p>安定的な名前解決は技術の問題のみでないと考えます。</p> <p>また、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要と考えております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>る事はなじまないと考える。一方でドメイン名の一意性を担保するレジストリ業務は名前解決の手段によらず重要な機能であり、その機能に関しては何らかの規律を検討する事が望ましいと考える。</p> <p>(個人)</p>	

2 法律による規律に関する意見

① 法律への賛否		
P 2 3	<p>消費者としてこれまで、「.jp」の利用等について問題なく使用していますし、トラブルについて特に意識することはありませんでした。それは、第3章でも述べられているように、これまでの JPNIC と JPRS、総務省の取組の成果と推察します。</p> <p>今後、gTLD の増加によっても、「.jp」と同様の「信頼性」と「透明性」を確保するためには、具体的な方策については、技術的なことをよく理解していないため専門家の検討に依る以外にないと考えますが、P. 2 4 の①②③④⑤（①DNS の堅牢性（サービスの計画外停止時間、セキュリティ、データエスクロー等）の確保②不当な差別的取扱いの禁止③登録の一意性の確保④レジストリとしてのガバナンスと会社情報の開示⑤再移管スキーム）の対応がなされることが必要と考えます。</p> <p>事業者の自主性を尊重するとしても総務省の関与、法律の規制等により、「ドメイン乗っ取り」、「名前衝突」、「商標権の抵触問題」等、トラブルが懸念されることのない信頼される方策を考えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（公益社団法人全国消費生活相談員協会）</p>	<p>本報告書案において、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要としている点について、賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、本報告書案では、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがあり、「法律」による規律は選択肢の1つとなりうる、と提言しております。</p>
	<p>ccTLD の管理監督について</p> <p>「.jp」および「.日本」については、日本の ccTLD であることから、ICANN との契約について gTLD ほどの制約を受けない。また、非常に公共性も高いことから、そのユーザの保護といった観点からも一定の規律が求められる。将来何らかの事故が起こった際、国の財政出動が必要な際には一定の法的根拠が必要であり、国民が安心してドメイン名を利用できるためには、ある程度のセーフティネットの確保が必要だと考える。例えばすでに青少年等の保護の観点からインターネットの違法有害情報対策等に対しては「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されており、またユーザ保護の観点などから「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」などの法律も導入されているが、それと同程度の方策が必要ではないかと考えられる。</p>	<p>本報告書案において、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要としている点について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、本報告書案では、担保の方法として、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>

	<p>公益性を担保するために交わされている、現状の JPNIC と JPRS による移管契約について、JPNIC と JPRS の利益相反的な関係の存在や、JPNIC が一般社団法人となり、その公益性について法的拘束力が疎くなっていることから、別途公益性を担保する仕組みの導入が必要だと考えられる。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
全体	<p>DNS サーバの運営に関して</p> <p>現状インターネットが正常に機能するために DNS は最も重要な機能の一つであり、それが安定的に運用されなければならないのは当然である。よって ccTLD に限らずレジストリーの DNS の信頼性・安定性を担保するためには、ISP と同様の監督が行われることに異論はない。ただし、その他の DNS の運用については、その影響範囲や運用レベルが多種多様であり、一律に国が規制する類いのものではないと考えられるため、サービス内容やレベル、また他国における状況等を踏まえ慎重に検討していくべきだと考える。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本報告書案において、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要としている点について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、本報告書案では、担保の方法として、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p> <p>さらに、本報告書案では「法律による規律を課す場合でも、その規律の対象は、サービスの利用の実態等も踏まえつつ、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は最小限とすることが必要」「規律を課すことによるメリットとデメリット（中略）等も勘案し、規律の対象範囲を決定することが必要」としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 3 2	<p>.tokyo や.nagoya など新しいドメイン名が利用可能になり、弊社でも利用を検討しています。これまで利用してきている.jp については、サービスの安定性やユーザー対応など、長く使ってきている中での実績から安心感があるのですが、新しいドメイン名については不安も多く</p>	<p>本報告書案において、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要としている点について、賛同の御意見</p>

	<p>あります。そのような不安に対して、行政の制度で一定の安心感を担保していただけるとよいと思います。</p> <p>例えば、サービス障害やセキュリティ事故があった場合の報告制度や、ユーザー対応に問題があった場合の苦情受付と行政指導など、他分野における既存の制度のようなものがあるとよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">（日本教育コンピューター株式会社）</p>	<p>として承ります。</p> <p>また、本報告書案では、担保の方法として、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>
	<p>委員長の村井純先生が、テレビのニュースで「国は法律を作り一定の関与をしても構わない」と言っておられ、総務省は来年の国会に法案を提出する、となっていたのを見て、ドメインの運用に法律による規制が行われるのはよい方向性だととても安心したのですが、実際の報告書を読んで驚きました。</p> <p>法律を作る、という方向性は非常に弱く、法律についての考え方は参考として付録のような扱いになっています。村井純先生が法律を整備すべき、と言っているのに、なぜこの報告書はこれだけ弱腰なのか理解できません。参考となっている法律議論こそが、一番重要な部分だと思えます。</p> <p>委員会では、JPRSとJPドメインの議論ばかりがされていますが、問題にすべきはドメインの管理をするJPRSというよりは、私たちのドメインを運用するGMOのようなレンタルサーバー業者だと思います。</p> <p>レンタルサーバー業者はレベルの差が激しく、IIJやさくらインターネットのように技術力も高く、しっかりとしたユーザーサポートをしてくれる業者もあれば、GMOのように運用上の障害も多く、サポートも障害をユーザーのせいにするような悪徳な業者もあります。</p> <p>ここに法律による規制を行う必要があるのに、そもそもの議論がずれています。</p> <p>9 ページにグラフがありますが、国内のドメインは、そのほとんどを GMO が独占しています。値段の安さで利用者を獲得していますが、その安さは品質に割くべきコストを削減することで実現されているのです。JPRS を法律で規制することも意味がないとは言いませんが、利用者のドメインを守ることを考えるのであれば、GMO を規制しなければまったく意味がありません。法律ができたとしても、利用者からはザル法として見られるだけでしょう。</p>	<p>本報告書案において、DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要としている点について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>本報告書案においては、担保の方法として、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律の制定」「法律による規律の制定」の3つの手法について、それぞれメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p> <p>また、他者のドメイン名の DNS の運用を受託する DNS サーバーのホスティング事業等にも言及しつつ、規律を課すことも考えられるとしており、また JPRS のみではなく、DNS サーバーを用いる事業のうち、どの事業を対象とするか否かも検討しつつ、社会経済的影響等を考慮し、セーフティネットを実現することを提言しております。</p>

GMOの熊谷社長は最近では新経済連盟の副会長として影響力があるため、GMOではなくJPRSを規制するよう総務省に圧力をかけているのかもしれませんが、行政は強い意志を持って必要な規制を実現すべきです。

過去、GMOのサービスを利用したことがあります。事故の発生とその対応から現在は別の業者を利用しています。GMOがグループ全体でいかにサービスの品質を軽視しているか、過去の事故事例を見ればわかると思います。

お名前. COMネームサーバ障害ネット史上最大規模の障害に社長ブログも夜逃げ
<http://yaplog.jp/koremaji/archive/1>

お名前.comが忍者TOOLSのドメインのDNS情報を消去／GMO大失態
<http://hotaruweblog.blog45.fc2.com/blog-entry-37.html>

ロリポップ改竄事件・熊谷正寿GMOインターネット会長の対応がヤバい
<http://100onichi.blog73.fc2.com/blog-entry-3908.html>
<http://blog.livedoor.jp/itsoku/archives/32223538.html>
<http://togetter.com/li/556240>

DigiNotar偽証明書問題、GlobalSignも侵入調査継続
<http://news.mynavi.jp/news/2011/09/15/058/>
<http://www.security-next.com/024201>

【リアル炎上】GMOクラウドのデータセンターが火事、通信トラブルが発生
<http://matome.naver.jp/odai/2136178290700490001>

国会事故調HPに障害GMO社のネットワーク系の障害は海外からの攻撃
<http://portirland.blogspot.jp/2012/07/hp-gmo.html>

	<p>他にも細かい事故は日常的に発生しています。利用者は多大な損害を受けるのに、それも「その業者を選じた利用者の責任」として片付けられてしまうのでしょうか。</p> <p>ロリポップの事故の時は、利用者が事故が起きていることを通報しても、熊谷社長は利用者を嘘つき呼ばわりした上に、株価が下がったらどう責任を取るのか、と利用者を軽視し、自社の株価を心配する始末です。このようなサービス姿勢を許しておいてよいのでしょうか。</p> <p>報告書の24ページに、「これまでのJPRSの取組等により、JPRSのサービス停止やサービスの信頼性が後退した事実が発生したことがないことから、その信頼性における運営実績は高く評価ができるものと判断する。」とあります。これも褒めすぎと思いますが、このJPRSを規制し、GMOを規制しないのはなぜですか。</p> <p>村井純先生がいくら法律による規制をしようと思っても、他の委員がGMOのような業者の実情を知らないから、結論が民間主導でマルチステークホルダーというわけのわからない方向になってしまっているのではないのでしょうか。</p> <p>国民の税金で議論している委員会なら、国民＝利用者の立場をもっと考えて、国が何をすべきかをきちんと議論してもらわないと困ります。悪徳業者は法律で規制しないと、自己改善はしないものです。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
P 3 3	<ul style="list-style-type: none"> ・もとより、ccTLD スポンサー契約 1. 1 2 では「JPRS と ICANN は、政府当局および JPNIC が、.jp トップレベルドメインの管理と運用に関して、JPRS の JP ドメイン名登録管理業務が、日本国とそのインターネット・コミュニティの利益に資するものかどうかを監視する責任を負い、・・・ことを望んでいる。」と規定し、また、同 6. 2. 4 では、政府当局の通知を契機に ccTLD スポンサー契約を終了させる条項まで規定されています。 ・今において検討するまでもなく、政府が主体的に監督責任を果たせる下地は 1 2 年も前から整っています。政府は JPNIC と共同で監督の主体となるべく、その権利義務を果たされたいと願います。 <p style="text-align: right;">(GMOインターネット株式会社)</p>	貴重な御意見として承ります。
P 3 8	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上の根拠がなくとも、重大な事故が生じた場合の政府への報告は当然であると認識しています。 	本報告書案では、担保の方法として、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府

	<p>・再移管の措置については、法律で規律しても、実務上、技術規格の適合性確保や、事前準備としてのシステム開発、実施訓練、従来設備の改廃に伴う減損処理対策等、容易でない問題が山積であることが容易に想像されます。行政処分を課したからといってこれらの問題が速やかに解消されることが担保されるわけではない以上、法律による規律を課すのは、今ではないと思料致します。</p> <p style="text-align: center;">(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>
	<p>法律による規制は、インターネットの特性を考慮して慎重に行うべき。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本報告書案では、法律はセーフティネットを実現するための手段の1つ、としておりますが、法律による規律は、民間主導の原則やグローバルなルールといったインターネットの特性が守られることを前提としております。</p>
<p>P 2 3 ~ 3 4</p>	<p>我が国の DNS の管理・運営体制の在り方について、一般論として、当該体制の信頼性及び運営の透明性を確保すべきことについては、異論のないところである。なお、運営の透明性は、DNS の管理・運営体制の信頼性を確保するうえでの、「手段」に過ぎないと言うべきことに留意する必要がある。</p> <p>もっとも、当該目的を「法律」の改正などによる規律の制定により実現しようとするためには、少なくとも、①現状の我が国の DNS の管理・運営体制の在り方が、望ましい水準に達していないこと、又は将来望ましい水準に達しない明確な懸念が認められること、②「法律」の改正などによる規律の制定により当該状況が是正されること、及び③当該手段より緩やかな制限に拠っては上記目的が達せられないことが、それぞれ立法事実として確定していなければならない。また、DNS の管理・運営体制に対し「法律」の改正などによる規律を行う場合には、インターネット上でなされる表現行為や経済活動に対する実質的な規制に及び得ることのないようにすべきことは言うまでもない。</p> <p>しかし、例えば③の点について、本報告書案もその有意性を認め相当の評価をしている民間主導の原則に照らせば、マルチステークホルダーの枠組みによる取組みが尊重されなければならないところ、本報告書案では、これらの民間主導の取組みでは上記目的が達成されることが十分に検討されていない。</p>	<p>本報告書案では、担保の方法として、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>

	<p>すなわち、本報告書案においては、上記各立法事実について十分な検証がなされていない。加えて契約上の規律をもって透明性を図ることも十分可能であるにもかかわらず、本報告書案は、そうした検討も十分行わずに、政府の関与の必要性を示唆している。</p> <p>このように考えると、「法律」の改正などの制定により上記目的を実現すべきとの結論に至るには、いまだ議論が熟していないと思料する。</p> <p>(アジアインターネット日本連盟 (AIGJ))</p>	
P 2 9	<p>「セーフティネット」とは、P. 2 7 の「再移管スキーム」の項で述べられている通り、ICANN と JPRS との間の「ccTLD スポンサー契約」及び、JPNIC と JPRS との間の「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」において定義されている再移管に関する国の役割のことであると考えています。</p> <p>この現状で定められているセーフティネットとしての国の役割を法律によって担保するというのであれば、万が一の状況の際に国が動くための根拠を明確にするという意味で「一定のメリット」は理解できます。</p> <p>(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>セーフティネットとは「ccTLD スポンサー契約」「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」における国の役割についての記載から定義されるものではなく、ドメイン名の管理・運営に支障が生じた場合に必要な措置を意味します。</p>
② 必要最小限の規律について		
	<p>報告書（案）に賛同いたします。p. 3 7 [参考] に、留意事項として触れられていますが、インターネットの特性と民間主導で発展した経緯をふまえて過度な規律や不要な国の関与とならないようお願いいたします。</p> <p>(株式会社インターリンク)</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>本件報告書案にいう法律で規制を課する場合についての意見ですが、同案にもあるとおり、新たに規制を課する場合でも、これを必要最小限のものとするべきだと思います。</p> <p>そして、法律による規制は、直接的なものよりも、間接的なものの方が、より最小であると思います。</p> <p>したがって、電気通信事業法により JPRS に直接課する規制は、他の DNS サーバー運営事業者や通常の電気通信事業者と同程度の簡素なものとし、これで不足するものについては、法律により直接規制するのを JPNIC だけにとどめ、これを通じて間接的に JPRS を規制することとするべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>報告書案においては、規律は政策目的の実現性に照らし必要最小限とすべき、としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、JPNIC に規律をかける必要は無いと考えます。</p>

DNS の運用には専門かつ幅広い知識と、慎重な運用が必要になります。この点において、全てのドメイン名について安定したサービス提供を目指すのである場合、国がドメイン名管理の一部に関与することは必要だと考えます。

現在、日本のドメイン名である .JP を管理する JPRS は、色々な意見はあるにせよ、今までのインターネット運用経験やクラッキングを含めたインターネットの技術動向を踏まえ、組織的に大変障害の少ない安定した運用を行なっています。

これは、日本のトップレベルドメインであるからこそ登録数も多く、運用維持可能な費用を回収できているからとも言えます。

しかし、今後現れる様々な新 gTLD を管理する事業者については、今までの蓄積された経験による対応・対策スキルが及ばず、また .JP ほどドメイン登録数が上がると思えないので費用もかけられないとすれば、JPRS ほどのレベルが維持できるとは考えられません。しかし、.JP ほどの重要性がないと考えられるため、新 gTLD の管理事業者は JPRS レベルの管理は必要ないとも言えます。

では法律、例えば電気通信事業法で、規制すれば良いかという、「重要」役務や「大規模」障害の範囲を規定することが難しく、また規定できたとしても自分がその規模のシステムを運用しているのかを確認するためのシステムが必要になり、コスト増が発生します。また、一言で DNS サーバといっても権威サーバ、参照サーバなど区別があり、その影響範囲の軽重には、立場によって意見が異なると思われれます。

これらのサーバを全て電気通信設備と規定してしまうと、DNS サーバを運用している小さなホスティング事業者まで電気通信主任技術者を置かなくてはいなくなり、名前貸し等で現実的には機能しないことが容易に想像できます。

一方、JPRS も含めた他事業者に関し、今後の安定したドメイン管理を事業者が行なうための財務状況に無理ないことを確認するための仕組みは必要と考えます。株式公開をしている会社であれば有価証券報告書を、公開していない会社であれば、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表の提示をさせれば良いと思われれます。

さいごに、ドメインを利用するユーザの利益を確保することは重要ですが、DNS の運用は誰でもできるわけではありません。

運用事業者には小さなホスティング事業者もあり、色々な規定をして運用コストを上げるとそ

本報告書案では「法律による規律を課す場合でも、その規制対象は、サービスの利用の実態等も踏まえつつ、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は最小限とすることが必要」「規律を課すことによるメリットとデメリット（中略）等も勘案し、規律の対象範囲を決定することが必要」としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。

	<p>これはユーザへのサービスに反映されコスト増に繋がります。</p> <p>このような状況を鑑み、国の監視は必要と考えますが、法律で規定する場合でも極めて限定的な適用を頂きたく、意見いたします。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>JPRS やドメインの登録事業者、一定規模以上の DNS の運用をする事業者にある程度の規制、情報開示等求められるのはやむをえないと思います。</p> <p>案の通り、規制の対象は電気通信事業者に限定していただきたい。</p> <p>DNS 自体、規模、設置主体を問わずインターネット利用者全員が利用する可能性のもので、停止すれば困るのは自分だけですまないことは当然ですが、万一停止しても影響の少ない個人が自分の取得したドメインを運用するための DNS まで規制することないようお願いしたいです。</p> <p>(個人)</p>	<p>本報告書案では、「法律による規律を課す場合でも、その規制対象は、サービスの利用の実態等も踏まえつつ、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は最小限とすることが必要」「規律を課すことによるメリットとデメリット（中略）等も勘案し、規律の対象範囲を決定することが必要」としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 9	<p>報告書案に書かれている通り、これまで日本においては、「法律による過度な規律が課せられることがない状況において、インターネットは「民間主導かつグローバルな協調が確保される中で運営され発展」してきています。日本政府においては、今後もこの姿勢を貫いていただきたいと考えます。</p> <p>(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>本報告書案では、「法律による規律を課す場合でも、その規制対象は、サービスの利用の実態等も踏まえつつ、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は最小限とすることが必要」「規律を課すことによるメリットとデメリット（中略）等も勘案し、規律の対象範囲を決定することが必要」としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 9	<p>仮に DNS に関する法律が作られるとしても、前述の「現状で定められているセーフティネットとしての国の役割を法律によって担保する」という範囲を超えるべきでなく、これが「必要最小限のもの」であると考えます。</p> <p>報告書案に書かれている通り、DNS に限らずインターネットの多くの仕組みはグローバルな協調の下で動いています。また、DNS は現在利用されているインターネットの基盤を支える仕組みのひとつですが、速いスピードでの技術革新や利用範囲の拡大が続くインターネットにおいて DNS の仕組みやその役割が変わったり、DNS に変わる技術が現れることも考えられます。法律による規律については、このようなインターネットの特性を考慮し、今後の発展を阻害す</p>	<p>報告書案においては、規律は政策目的の実現性に照らし必要最小限とすべきとするとも、「民間主導が原則であること、ICANN 等グローバルなルールに配慮されたものであること」を法律で規律する際の前提としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、セーフティネットとは「ccTLD スポンサー契約」「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」</p>

	<p>ることのないよう、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>における国の役割についての記載から定義されるものではなく、ドメイン名の管理・運営に支障が生じた場合に必要な措置を意味します。</p>
P 2 9	<p>【報告書案】</p> <p>サービス提供主体の経営破綻等、サービス提供において著しい支障を生じた場合のセーフティネットを担保する根拠としては、国の関与の範囲が明らかになり、また、確実な救済措置が担保されるという点において「法律」による規律には一定のメリットがあると考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、法律で規律する場合は、法律による規律の内容や対象範囲を政府において検討するに当たっては、インターネットがグローバルな強調のもとで動いていることから、DNS に関わる規律を作る際には、グローバルなルールを守ることを前提とした上で、「信頼性」を確保するという政策目的を実現する上で必要最小限のものとする必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省様のお考えを支持します。民間主体での取り組みが適正に機能している以上、国の関与は「セーフティネット」「救済措置」という必要最小限の目的に限るべきと考えます。今後もインターネットを発展し続けさせるためにも、民間主体の健全なイノベーションを推進し、かつ、既に確立されている民間主体でのグローバルな協調運用体制を阻害することのないよう、慎重な議論のもとで進めて頂きたいと存じます。</p> <p>(個人)</p>	<p>報告書案においては、規律は政策目的の実現性に照らし必要最小限とすべきとするとともに、「民間主導が原則であること、ICANN 等グローバルなルールに配慮されたものであること」を法律で規律する際の前提としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 3 7	<p>報告書案に書かれている通り、DNS に限らずインターネットの多くの仕組みはグローバルな協調の下で動いています。また、DNS は現在利用されているインターネットの基盤を支える仕組みのひとつですが、速いスピードでの技術革新や利用範囲の拡大が続くインターネットにおいて DNS の仕組みやその役割が変わったり、DNS に変わる技術が現れることも考えられます。法律による規律については、このようなインターネットの特性を考慮し、今後の発展を阻害することのないよう、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>本報告書において、「民間主導が原則であること、ICANN 等グローバルなルールに配慮されたものであること」を法律で規律する際の前提としており、本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>

③ 法律の代替案（更新プロセスの導入、株の入手）		
P 2 8	<p>【政府案】</p> <p>○政府と JPRS との「契約」による規律の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・デメリットは、・どちらかに契約締結の意思が無い場合は契約自体が結べない・ ・国民に対する透明性の点で不十分・ ・ <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当然、政府には契約の意思が有ると思いますから、契約締結の意思の有無が問題となるのは専ら JPRS ということになります。仮に JPRS が契約締結を拒絶した場合、政府は、現在保有する権限に基づいて、ICANN に「JPRS を支持しない」旨の書簡や、ccTLD スポンサー契約書 6.2.4 に基づく通知といった手段を行使することが考えられます（これに対し、ICANN も真摯に対応すると予想されます。政府諮問委員会（GAC）の提案による ccTLD の委任と管理のための原則 7 項参照。）。一民間企業が契約締結を拒む程度のことで、政府がみだりに法制化を企図するとすれば、今後生じるであろうインターネットにまつわる多くの論点についても同様に処理せざるを得ず、規律の乱立による錯綜を原因として民間事業の著しい停滞が懸念されるからです。 ・ この場合には、ccTLD の管理事業者については一定期間毎の入札制による更新プロセスを導入して、監督権者である政府当局の審査が行われるようにすればよいものと思料します。その際、契約締結を義務付ければ足ります。 <p style="text-align: right;">（GMOインターネット株式会社）</p>	<p>更新制については、信頼性の確保のための手段として御提案されたものと理解しておりますが、信頼性確保について本委員会で検討した結果、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>
P 2 9	<p>【政府案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供主体の経営破綻等、サービス提供において著しい支障を生じた場合のセーフティネットを担保する根拠としては、国の関与の範囲が明らかになり、また、確実な救済措置が担保されるところにおいて「法律」による規律には一定のメリットがあると考えられる。 <p>【意見】</p>	<p>更新制については、信頼性の確保のための手段として御提案されたものと理解しておりますが、信頼性確保について本委員会で検討した結果、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリット</p>

- ・法律による規律の制定は、「確実な救済措置が担保される」ことにはならないと思料します。
- ・まず、サービス提供主体の経営破綻については、もしそのような事態が生じた場合、破産法、民事再生法等の倒産手続や私的整理手続によって処理がなされますが、経営破綻が必ずしもレジストリ業務の停止を意味するものではありません。新規の資金を提供し、レジストリ事業を引き継ぐ事業主体（スポンサー）が出現すれば、例えば、プレ・パッケージ型の民事再生等の手続を利用することにより、レジストリとしてのサービスは停止することなく提供を継続することができます。このような事業承継主体（政府やその関連機関も含む。）が確保されれば、レジストリ・サービスの継続には何ら支障はありません。
- ・上記のような倒産手続（法的手続と私的手続の双方を含みます。）による場合と比べると、規制立法上の政府の何らかの強制的権限を利用した場合、稼働中のレジストリ・サービスを円滑に承継することは困難ではないでしょうか。復旧に必要な要員（主要な経営陣、重要なシステムへのアクセス権限を有するエンジニアを含みます。）を確保できなければ、事態を一切改善することができません。データセンターに入室すること事態も困難であるかもしれません。
- ・また、経営破綻以外の要因についても、仮に政府に業務改善命令や業務停止命令等を発する権限が与えられたとしても、何らかの要因により緊急事態に陥っている DNS システムを政府権限の発動により円滑に回復させる実効的な手段が存在しないと考えられるからです。とりわけ、そのような DNS システムが日本国外で存在する場合、そもそもかかる行政処分は政府の権限が及ばないという問題もあります。
- ・したがって、法律の建前上は、行政処分により救済措置を確実に担保したということができるとしても、その実効性を確保する手段については何ら審議されておられません。したがって、これをもって「確実に救済措置が担保される」とは言えないと考えます。
- ・他方、例えば「救済措置」が、DNS システムの再移管の担保措置のことを意味する場合も、同様に、法律による規律の制定は「確実な救済措置が担保される」ことにはならないと思料します。
- ・ただし、新 gTLD のグローバルな枠組みにおいては、ICANN の定める厳しい技術基準によって、事業者には非常事態があった場合に、迅速に他事業者へドメイン名登録が再移管され、名前展開に支障を来さない仕組みが構築されています。これに対し、ccTLD はこのグローバル・ス

トがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。

	<p>タンダードに準拠していないため、独自の問題が生じる可能性は否定できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、法律による規律、例えば電気通信事業法の改正や特別法の立法等は、当面見送るべきです。 ・かかる規律を課すことよりも、ccTLDの管理事業者については一定期間毎の入札制による更新プロセスを導入して、監督権者である政府当局の審査が行われるようにすればよいものと思料します。 <p style="text-align: right;">(GMOインターネット株式会社)</p>	
<p>P 2 4, 2 5、 P 2 8～3 0</p>	<p>【報告書案】</p> <p>「しかし、インターネットの「信頼性」をより確固たるものとしていくためには、……………継続的に検証・整理する必要がある。」(報告書案24頁下から3行目～25頁7行目)</p> <p>「(3)「信頼性」確保に関する規律の在り方について</p> <p>本委員会では……………「政策の実現に向けての留意事項」として、考えをまとめる」(28頁2行目～30頁6行目)</p> <p>【意見】</p> <p>信頼性確保に関する規律のあり方としては、「法律」による規律の制定が案のひとつとして提案されているがこれは絶対に避けるべきである。また、「サービス提供主体の経営破綻等サービス提供において著しい支障を生じた場合のセーフティネット」の内容をまずは明らかにする中で、現行の体制の問題点の有無を再度レビューし、必要な対策を再検討するべきである。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>①サービスの安定性という意味では、報告書案にも記述があるように、現状においては、ICANNから示されるセキュリティ基準や安定的運用・維持方針等に基づいて安定的にサービスを提供していると評価されている。「セーフティネット」という根拠に基づいて仮に法律による規律の制定を求めるとした場合には、当然立法事実が必要となるが、現状の評価とは別に、法制度上担保をしておかないと著しい支障がありそれは他の手段では担保しえない喫緊の課題であることなどの検証が十分に行われていない。なお、「経営破綻」が例示されているが、法制度としては一般的な倒産法制等で対応可能と考える。</p>	<p>本報告書案ではDNSサービス提供に著しい支障が生じた場合のセーフティネットが必要であるとの認識の下、その実現手段の一つとして法律を挙げているところです。各実現手段にはメリット・デメリットがあり、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p> <p>また、仮に法律で規律する場合においても、規律は政策目的の実現性に照らし必要最小限とすべきとするとともに、「民間主導が原則であること、ICANN等グローバルなルールに配慮されたものであること」を法律で規律する際の前提としております。</p>

	<p>②報告書案では、18頁から20頁にかけて、JPRSの信頼性確保の取り組みが記述されている。また、契約に基づきJPRSの安定性はJPNICと総務省が監視する仕組みが用意され、不足の事態が発生した場合の手続きも用意されていることが報告書案に記述されている。これらの状態の中で、さらに「法律」という手段を講じないとサービスの安定性が担保できないとする理由が明らかでない。</p> <p>③セーフティネットを担保する方法として国が関与することが前提となり、その関与の度合いを議論していると思われるが、その議論の仕方自体が不適切である。真に安定的運用をするためにはどのような人員を確保し緊急対応をどうするかなどいわばBCPとしてあらかじめ何を決めておき、緊急時に何を行うのか、JPRS以外のサービス代替者や対応人員をどう用意しておくのかなどを因数分解して議論をすることが先であり、規制ありきの議論は本末転倒である。報告書案の記述にあるとおり、法律による規律は、「民間主導によりグローバルに発展してきたインターネットのダイナミズムを阻害し、民間活力を削ぐ可能性がある」ので、絶対に避けるべきである。</p> <p>④なお、当連盟は、「.jp」ドメインの管理・運営の信頼性・透明性向上の観点から、一定期間を区切った運営事業者の公募制度の導入、政府との契約による透明性・信頼性の向上等を本年1月7日のドメイン政策委員会で提案しているので参考にされたい。</p> <p style="text-align: right;">（一般社団法人新経済連盟）</p>	
P26④	<p>【報告書案】</p> <p>・・・「.JP」の関係者である政府からもJPドメイン名諮問委員会にメンバーを選定することが望ましい。</p> <p>【意見】</p> <p>・賛同します。政府は、JPRSをccTLDのレジストリとして支持(endorsement)した機関として、立法による規制を試みる前に、JPRSを監督する権限の行使を試みるべきです。ccTLDスポンサー契約では、政府がJPNICとともにJPRSを監督することになっています。インターネット黎明期には、国際的な枠組みでの手続の一環として、当事の郵政省がJPRSをccTLDレジストリとして支持する旨の書簡をIANAに発する手続が必要でした。その国際的な枠組みにおける日本国政府の役割は今もなお継続しています。行政による指導には根拠法を要するとの考え</p>	<p>JPドメイン名諮問委員会に政府が参加することへの賛同意見として承ります。</p> <p>本報告書案ではDNSサービス提供に著しい支障が生じた場合のセーフティネットが必要であるとの認識の下、その実現手段の一つとして法律を挙げているところです。</p> <p>各実現手段にはメリット・デメリットがあり、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p> <p>なお、政府が株式を取得し、議決権を得ることについては、慎重に検討すべきであると考えま</p>

	<p>方もありますが、そうであれば政府は JPRS の株式の 34% を既存株主から取得して拒否権を得れば足りるのではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでも法制化が必要であると考えた場合には、再度、審議会に諮ればよいと考えます。 <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>す。</p>
<p>P 27</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ワーキンググループでは、新 gTLD におけるグローバルなガバナンスの枠組みを ccTLD レジストリにも適用することで、ドメイン名登録の信頼性を担保し得るのではないかと、との考えが主査から提示され、出席していた委員からは特に異論が出なかったと認識しています。 ・新美委員の「ラストリゾートとして動き出すためのきっかけが・・・法律で用意しておく必要があるだろう」というご発言に対する江崎主査代理の「移管契約の中にやっぱり総務省さんの意見が入ることが明記されているということをお我々がちゃんと把握して・・・そういう意味でいえば、今の枠組みを変えるのは必ずしも今、必要ではない」(平成25年12月12日第3回委員会ご発言)というご意見に賛成です。 ・インターネットはグローバルなコンピュータネットワークであり、その一部分だけに規制を当てはめても、他の国で同様の規制を実施していなければ、その実効性を担保することができないと考えます。 ・立法技術上の事実状態が正しく認識されていないと思料します。もとより、インターネットは分散型のグローバルなコンピュータネットワークですから、止まることはありません。止まらないネットワークに対して、「仮に止まったときのためのラストリゾート」として法律による規律を設けようとしているのが今般の議論であります。 ・国際的調和の要請もないと思料します。一部の国家を除き、マルチステークホルダープロセスの導入によってインターネットガバナンスのレベルの向上を図るという考え方が世界の趨勢であると理解しております。各国法令によりドメイン名登録または DNS サーバ等を規律すべきとの要請が世界的になされているという認識はありません。インターネットガバナンスに関する世界的な会合に職員を派遣されている政府においても顕著な事実と思われま。 ・したがって政府は、法律による規律、例えば電気通信事業法の改正や特別法の立法等は、当面見送るべきです。政府はまず、JPRS を監督する権限の行使を試みるべきです。ccTLD スポンサー契約では、政府が JPNIC とともに JPRS を監督することになっています。行政による指導には根拠法を要するとの考え方もありますが、そうであれば政府は JPRS の株式の 34% を 	<p>本報告書案では DNS サービス提供に著しい支障が生じた場合に備えてセーフティネットが必要であるとの認識の下、その実現手段の一つとして法律や契約を挙げています。</p> <p>各実現手段にはメリット・デメリットがあり、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p> <p>また、政府が株式を取得し、議決権を得ることについては、慎重に検討すべきであると考えます。</p> <p>さらに、更新制については、信頼性の確保のための手段として御提案されたものと理解しておりますが、信頼性確保について本委員会で検討した結果、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府と JPRS との契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>

	<p>既存株主から取得して、拒否権を得れば足ります。また、ccTLD の管理事業者については一定期間毎の入札制による更新プロセスを導入して、監督権者である政府当局の審査が行われるようにすればよいものと思料します。その際、契約締結を義務付ければ足ります。それでも法制化が必要であると考えた場合には、再度、審議会に諮ればよいと考えます。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	
<p>④ グローバル性に係る意見</p>		
<p>P 2 8</p>	<p>【政府案】</p> <p>○「法律」による規律の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デメリットは、過度な規律の範囲設定によっては、これまで、民間主導によりグローバルに発展してきたインターネットのダイナミズムを阻害し、民間活力を削ぐ可能性があること等が挙げられる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律による規律の最も大きいデメリットは、本件に限れば、その法目的が産業振興（ドメイン名の普及）に寄与することでない場合、政府を除く全てのマルチステークホルダにとって得るものがないということです。 ・ 具体的には、グローバルなコンピュータネットワークの中の一国だけを対象に、法律による規律を適用したとしても、インターネットの信頼性・透明性等の確保に対しては何ら影響を与えることができません。インターネットの DNS システムはグローバルな分散型コンピュータネットワークなのでそもそも止まらないからです。 ・ また、域外適用のない海外事業者だけが法律による規律を潜脱可能であってよいはずがなく、海外事業者と国内事業者との競争条件は公平であるべきです。これが実現できない場合、事業者の事業意欲が減退することになります。 <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>本報告書案では法律はセーフティネットを実現するための手段の一つとしております。</p> <p>管理・運営に支障があった場合に社会経済的な影響が大きいドメイン名もあるため、我が国において、セーフティネットは必要と考えます。</p>
<p>P 3 2</p>	<p>繰り返しになりますが、グローバルなコンピュータネットワークの中の一国における、一定範囲の DNS ホスティング事業者等だけを対象に、法律による規律を適用したとしても、インターネットに対して何ら影響を与えることができません。国内法令の域外適用をしないのであれ</p>	<p>本報告書案では、法律はセーフティネットを実現するための手段の一つ、としております。</p> <p>管理・運営に支障があった場合に社会経済的</p>

	<p>ば、規制の範囲は国内事業者に限定されるのであり、他方で外国の事業者には何ら制限を受けず自由に我が国の国民に対して営業活動を実施することを許してしまうからです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果として、ドメイン名登録事業や DNS ホスティング事業の一部に対してだけ規律を課しても、インターネットの安定的運営を確保することにはつながらないので、国際的に公正な競争環境というものが阻害され、電気通信役務の円滑な提供が確保されないほか、結果として今以上に利用者の利益を保護することにも繋がらず、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図ることに資するところがないのではないかと思料致します。 ・そもそも、ドメイン名登録事業（または DNS の管理運営）に関する国の政策としていま最も優先度が高いと思われることは、止まらないシステムに対する規制ではなく、ドメインの登録を我が国において普及させ、情報の流通を増やし、世界的に競争力ある事業としてドメイン登録事業を育成することであると考えます。 <p>（GMOインターネット株式会社）</p>	<p>な影響が大きいドメイン名もあるため、我が国においてセーフティネットは必要と考えます。</p>
<p>P 3 7</p>	<p>【報告書案】</p> <p>「自主基準」か「強制基準」かを問わず、規律を設ける場合には、その確実な履行を確保するための措置を用意することが必要である。このため、規律の実効性を担保する措置（報告徴収・検査、遵守命令や変更命令等）も併せ検討することが必要である。なお、報告徴収の例は、英国やフランスに、また、命令の例は、指定解除命令が、同じく英国に見られる。</p> <p>これらの担保措置は、被規制事業者にとっては、その存在自体が、法令遵守に向けたインセンティブを与えるものでもある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被規制側事業者としては、担保措置自体が法令遵守に向けたインセンティブになるかといえは、ならないと申し上げるほかありません。 ・その行政処分権の執行が、海外事業者に対しても等しく実行されるのであれば、少なくとも我が国において国内事業者が海外事業者と比して不平等な取扱いを受けないという点では理解され得るものと思われま。 ・しかしながら、一般的に、法律による規律は国内事業者のみを規律すると考えられます。最も登録数の多い .com や、今後増加するであろう新 gTLD の海外事業者は、その規律の網目から 	<p>本報告書案では、法律はセーフティネットを実現するための手段の一つ、としております。</p> <p>管理・運営に支障があった場合に社会経済的な影響が大きいドメイン名もあるため、我が国において、セーフティネットは必要と考えます。</p> <p>なお、規律の実効性を担保する措置の存在は被規制事業者が法令を遵守するインセンティブとなるものと考えます。</p>

	<p>漏れることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、政府が目指す今般の政策実現の大半は最初から実現できないことが確定的です。グローバルなコンピュータネットワークの中の一国における、一定範囲の国内事業者だけを対象に法律による規律を適用したとしても、インターネットに対して何ら影響を与えることが期待できず、国内事業者のみに無益な負担を課すだけに終わりがねないからです。 <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	
P 3 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案に書かれている通り、インターネットはグローバルな協調により運営されており、また技術革新も早いため、国に閉じた固定的な法規制ではその発展を阻害しかねない。インターネットの特性を考慮した検討がされるべきである。 ・ DNS はインターネットの基盤であるとともに、利用者のインターネットアクセスを管理・監視することも可能な仕組みである。国によるインターネット統制の危険性があることも認識すべきである。 <p>(株式会社A S J)</p>	<p>本報告書において、「民間主導が原則であること、ICANN 等グローバルなルールに配慮されたものであること」を法律で規律する際の前提としており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。また、過度な規律とならないよう、規律は必要最小限にするべきと考えます。</p>
P 3 2	<p>【報告書案】</p> <p>以上から、DNS の信頼性を確保するためには、DNS サーバを設置する gTLD のレジストリや、DNS ホスティング等の事業者も含め、一定の規律を課すことも考えられる。しかし、一方で、検討をする上での基本的な考えに基づき、インターネットの特性から、法律による規律を課す場合でも、その規制対象は、サービスの利用の実態等も踏まえつつ、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は最小限とすることが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>「.みんな」や「.ninja」は日本語及び、日本語を元にした新ドメインですが、外国企業がレジストリになっています。当社は「.moe」のレジストリですが、当社が日本国に存在するために、独自に日本国から規制を受けるとなると、外国企業に比べて競争力において劣ってしまう可能性が出てまいります。gTLD については、ICANN の管理監督とルールの下、グローバルな競争の中で、日本企業が競争力をもちえるよう、配慮をお願いいたします。また、本案では触れられていませんが、日本語及び日本語を元にしたトップレベルドメイン名について、日本国政府が関与すべき資産であるのか、外国企業でも自由に申請し、それによって利益を得ることのできる私財であるのかの議論が必要ではないでしょうか？人気巨大掲示板サイトや、人気動画</p>	<p>本報告書案では法律はセーフティネットを実現するための手段の一つとしております。</p> <p>管理・運営に支障があった場合に社会経済的な影響が大きいドメイン名もあるため、我が国においてセーフティネットは必要と考えます。</p>

	<p>投稿サイトなど、日本国民が利用し、日本人が運営すると思われるサイトであるけれども、税 法上もしくは、その他の理由からか、海外にサーバを置く事例があります。現状でも海外にサ ーバを移転するメリットがある中で、DNS について新たな日本独自の規制がなされた場合、さ らにサーバの海外移転が進み、国内サーバの空洞化を招くおそれがあります。資産フライトと 同様の事態がサーバについても起きかねません。税収減だけでなく、技術者が育たないなどの 国益を損ねるおそれがあり、規制の内容及び範囲については、慎重にご検討いただきたくお願 い致します。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社インターリンク)</p>	
P 3 2	<p>【報告書案】</p> <p>DNS の信頼性を確保するためには、DNS サーバーを設置する gTLD のレジストリや、DNS ホス ティング等の事業者も含め、一定の規律を課すことも考えられる</p> <p>【意見】</p> <p>DNS による名前解決では上位の DNS サーバーほど信頼性への影響度が大きい。一方で最上位 であるルート DNS サーバーに日本の規律を適用するのは現実的ではない。このため TLD や各ド メインの DNS サーバーの運用に関してもルート DNS サーバーと同様に、民間主導による自主的 な取り組みを尊重することが妥当だと考える。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>管理・運営に支障があった場合に社会経済的 な影響が大きいドメイン名もあるため、我が国 において、セーフティネットは必要と考えます。</p>
P 2 9	<p>「グローバルなルールを守ることを前提とした上で」とありますが、そのグローバルなル ールは、世界中のマルチステークホルダにより頻繁に修正が加えられています。政府が ICANN の 各種会合に職員を毎回派遣して、内容を適確に把握した上で、それを適時に規律に反映させる ということは、本委員会の 1 年にも渡る進行具合から察しても現実的ではありません。結果と して民間の事業を阻害し、もしくは事業意欲を削ぐのではないかと危惧致します。</p> <p style="text-align: right;">(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>民間の事業を阻害しないよう、法律による規 律を行う際は、グローバルなルールを守るこ とを前提とすることを提言しております。</p>
P 3 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の通り、インターネットガバナンスにおけるドメイン名登録の信頼性、透明性等の確保 に関し、世界の情勢は「マルチステークホルダーガバナンス」に向かっていることは、政府 内においても顕著な事実であると思われます。主たる ICANN 会議、例えば GAC (政府諮問会議) には政府から職員が派遣されています。 ・ また、インターネットガバナンスを巡っては、ITU と ICANN との間で駆引きが行われている 	<p>日本政府は、インターネットガバナンスの議 論は、マルチステークホルダーが参加する場 で検討されるべきとの立場ですが、各国にお いて適切な法律を作ることを否定した立場 ではありません。</p>

	<p>ところ、我が国政府の立場は、IGF 会合における総務省情報通信国際戦略局職員の説明によると、少なくとも国連や国家による管理を支持する立場には立っていないと認識しております。</p> <p>・他方で、本報告書は法律で規律することに多くの頁を割いております。同一省内で二元政策が語られている状態であり、被規制側の事業者としては非常に困惑致します。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	
<p>P 3 2 ~ 3 8</p>	<p>【報告書案】</p> <p>「4 インターネットの特性等への対応について [第3及び第4の論点について]</p> <p>「第1章3 最近の新たな動き」で見たように、……このような規制環境に機動的に対応できるような制度設計が必要である。」(32頁10行目から35行目まで)</p> <p>「[参考] 政策の実現に向けての留意事項</p> <p>第4章で述べたとおり、……業務移管先の変更を行うことが可能となっている」(P 35からP 38全体)</p> <p>【意見】</p> <p>「.jp」ドメイン以外のgTLDのレジストリやDNSのホスティング等の事業者も含め一定の規律をすることが前提として記述され、また、深刻な事態が発生した場合の報告徴収、業務改善命令等の措置の検討が記述されているが、これらはすべて撤回すべきである。まずは、DNSの信頼性・透明性という観点から現状でどのような問題が発生しているのかあるいはしうるのか、そしてそれを解決するためには法制度改正が本当に必要なのかを再検証すべきである。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>①そもそもDNSの信頼性・透明性という観点から現状でどのような問題が発生しているかどうか何の記述もされていない。規制を行う立法事実が何も書かれておらず、唐突に規制の導入が言及されておりはなはだ不適切である。今まで通常の問題なくサービスを行ってきた事業者に対して必要性・合理性のない規制の導入が正当化されるだけの根拠を欠いている。なお、規制の方法が、遵守基準を国が定める規制ではなく自主基準による規律を尊重したゆるやかな規制の枠組みにするからといって、立法事実の検証がおろそかになっていいことは全</p>	<p>理由の1および3については、本報告書案では法律はセーフティネットを実現するための手段の1つとしております。</p> <p>管理・運営に支障があった場合に社会経済的な影響が大きいドメイン名もあるため、セーフティネットは必要と考えます。</p> <p>理由の2について、ICANNはあくまでグローバルな組織であり、日本として必要な規律はグローバルなルールに配慮しつつ日本の規律として検討する必要があると考えます。</p> <p>理由の4について、日本政府は、インターネットガバナンスの議論は、マルチステークホルダーが参加する場で検討されるべきとの立場ですが、各国において適切な法律を作ることを否定した立場ではございません。</p>

くないことを強く申し添える。

- ②新 gTLD のグローバルな枠組みにおいては、I C A N N の定める厳しい技術基準によって、事業者には非常事態があった場合には、迅速に他の事業者へドメイン名の登録が再移管され、サービス展開に支障が生じないような仕組みが構築されており、政府が日本独自のルールを制定する必要がない。
- ③インターネットはグローバルなネットワークであり、日本におけるDNSホスティング事業者等だけを対象に規律してもDNSの稼働に対して実効性を全く欠いており、いわれのない負担だけ国内事業者に課されることになる。
- ④インターネットガバナンスの議論に関しては、日本政府・総務省は、国連による管理を支持する立場をとってこなかったと理解している。今回の案は、従来電気通信事業法では届出・登録等による事業者への規制という形で規律されてこなかったインターネットサービス関連分野に対しても規制を幅広く不必要に課すものであり、今までの政府のインターネットガバナンスのスタンスとも整合性が取れなくなり不適切である。日本の世界に対する信頼性を下げる可能性がある。

(一般社団法人新経済連盟)

3 料金に関する意見

経営判断による料金の決定等について		
P 2 7	<ul style="list-style-type: none"> ・DNS のロバストネス（堅牢性）の確保のためのコスト等のこともありますが、ドメイン名登録事業者の市場における競争相手は、我が国の事業者のみならず、世界中の事業者です。インターネットを介せば、海外の事業者であっても、日本人向けに日本語のホームページを用いてドメイン登録役務を提供することが容易だからです。 ・したがって、国が登録料を決定する方式を採用した場合、国は、世界中の事業者の動向を適時且つ適確に把握し、DNS のロバストネスの確保等を担保すると同時に、競争力ある最適な登録料を決定することに一切の責任を負担することになります。言うまでもなく、このような帰結を迎えることは著しく現実性を欠くところ、今後も登録料の決定方式に係る議論は無用であると考えます。 <p style="text-align: right;">（GMOインターネット株式会社）</p>	<p>本報告書案において「登録料の決定方式に関し（中略）民間が自らの経営判断で決定することが望ましい」としており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 7	<p>ドメイン名市場は、TLD 毎に料金も含めた特徴あるサービスが競争状態にあり、またこの競争状態は新 gTLD の登場によりさらに多様性を増しつつあります。</p> <p>このような状況においては、報告書案に書かれている通り、民間企業として市場動向を踏まえて料金も含めてどのようなサービスをお客様に提供するかということを経営判断で決定することが適切であると考えます。</p> <p>JPRS では、JP ドメイン名について「信頼性」「安定性」「利便性」「経済性」のバランスが大切であると考えており、様々なニーズを受け止め、サービスの向上に努めています。料金については「経済性」の要素として、他の項目についての取組を進めながらこれまで値下げを実施してきました。</p> <p>これらの経営判断の結果として、JP ドメイン名が世の中に受け入れられるものとして今に至っているとえています。</p> <p style="text-align: right;">（株式会社日本レジストリサービス）</p>	<p>本報告書案において「登録料の決定方式に関し（中略）民間が自らの経営判断で決定することが望ましい」としており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

<p>P 2 7</p>	<p>p8でも書かれている通り、.jpは市場独占状態にはなく、.comなどのgTLDも含めた選択可能なサービスのひとつである。報告書案の通り、民間が市場動向を勘案して経営判断するという形が望ましい。政府による価格統制のような政策を取るべきではない。</p> <p>委員会における議論の中で、.jpの料金が高いために登録数が少ない、という意見もあったようだが、第3回の委員会におけるJPNICの資料で引用されているISCの調査データにもあるように、ホスト数ベースで最も多く利用されているccTLDであり、インターネットの発展に大きく貢献してきたTLDであると言ってよい。</p> <p>一方で、gTLDや他のccTLDの中でも料金の安いドメイン名は、登録数が多くても、迷惑メールやマルウェア配布などで使い捨てのように使われるなど、悪用も多い。</p> <p>jpは信頼性と安定性を強みとして他と差別化されている。これは、市場動向を勘案して経営判断するという民間サービスの原則によってJPRSが積み重ねてきた.jpの価値である。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ASJ)</p>	<p>本報告書案において「登録料の決定方式に関し(中略)民間が自らの経営判断で決定することが望ましい」としており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>P 2 7</p>	<p>【報告書案】</p> <p>登録料の決定方式に関し、例えば、国の認可制や届出制を導入することも考えられる。しかしながら、DNSの堅牢性の確保のためのコスト等は、その時々の世界の技術動向や運営ポリシーの考え方が反映されるものであり、国が一定の関与をする認可方式等ではなく、民間が自らの経営判断で決定することが望ましいものと判断する。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省様のご判断を支持します。これまで「.jp」に関しては、JPRS社が民間企業として自らの経営判断により、高い信頼性や安定性を持つサービスを適正な料金で提供してきた実績があります。また「.jp」以外にも日本に関与するドメイン名が存在し、適切な競争環境による市場形成ができていると考えられます。今さら国が関与するのは、インターネットの民間主導によるイノベーションの下での発展を阻害するものであり不相当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本報告書案において「登録料の決定方式に関し(中略)民間が自らの経営判断で決定することが望ましい」としており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>・登録料の決定方式については、報告書案の通り企業の経営判断に委ねることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本報告書案において「登録料の決定方式に関し(中略)民間が自らの経営判断で決定することが望ましい」としており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>規制の結果、jp ドメインの登録料は他に比べて非常に高額ですので、ドメイン名の登録料など、値上がりすることが無いようにお願いしたい。</p> <p>(個人)</p>	<p>料金の値上がりについての懸念ですが、法律による規律をする場合でも自主基準を主とすることで、必要最小限の規律としていることから、規律を設けることによる料金への影響はないものと考えます。</p>
--	---	--

4 透明性に関する意見

透明性について		
	<p>ccTLD の管理監督について</p> <p>答申案にもあるように、これだけ高い公益性を有したドメイン名を管理する以上、その情報公開は例えそれが私企業であったとしても、上場会社等と同等レベルが要求されてしかるべきである。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本報告書案において「情報開示の充実を考える場合、(中略)上場企業並みの開示が想定される。」としており、頂いた御意見は、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 7	<p>国内における他の公共料金などと同様に許認制にするべきだとは考えられないが、現状の JPRS の情報開示レベルでは、あまりにも情報が不足しておりその議論にもならないのが現状である。公共性が高い商材で利益をあげ一社独占である以上、上場会社並の情報開示がなされてしかるべきではないだろうか。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本報告書案において「情報開示の充実を考える場合、(中略)上場企業並みの開示が想定される。」としており、頂いた御意見は、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 2 1	<p>現在 gTLD・ccTLD を問わず、レジストリは ICANN からの年間レポートの公開が義務づけられているはず。これに付加するかたちで情報開示するとのことで足りはしないか。</p> <p>(個人)</p>	<p>ccTLD に関し、ICANN からの年間レポートの公開や会社法に基づく貸借対照表の要旨のみでは、財務情報等が不足しているとの判断に基づき、本報告書案では有価証券報告書等の上場企業並みの開示を提言しています。</p>
P 3 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「有価証券報告書等の上場企業並みの開示」とあるが、上場企業は株式上場という目的のために法律で定められた情報開示を行っているのであって、そこに今回議論されている事業継続性・安定性を確認する情報が含まれているとしても、完全に一致するものであるとは考えにくい。 ・目的に照らして何が必要か、JPRS の財務的な健全性を監視する役割にある JPNIC と総務省が十分な検討を行うべきである。 <p>(株式会社 A S J)</p>	<p>透明性の基準はマルチステークホルダーの中で議論することとしておりますが、事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲であることや、利害関係者にとって十分な情報が提供されること等を考慮し、有価証券報告書は適切な例示と考えます。</p>
P 3 1	<p>【報告書案】</p> <p>情報開示の充実を考える場合、経営の実態等を示す財務情報など、事業継続性・安定性の予見可能性が確保されるという観点から、有価証券報告書等の上場企業並みの開示が想定される。</p>	<p>透明性の基準はマルチステークホルダーの中で議論することとしておりますが、事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲である</p>

	<p>【意見】</p> <p>有価証券報告書は金融証券取引法に基づく投資家保護を目的としたもので、その内容が本報告書案で求められている目的と完全に一致しているかどうかは論じられていません。</p> <p>有価証券報告書の作成は大きな負担を要するものです。また、既存の電気通信事業法における事業者の財務情報開示に照らしても、明らかに多くの情報開示となるものです。どのような目的のためにどのような情報開示が必要かを十分に検討した上で、情報開示項目を定める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>ことや、利害関係者にとって十分な情報が提供されること等を考慮し、有価証券報告書は適切な例示と考えます。</p>
P 3 1	<p>【報告書案】</p> <p>情報開示の充実を考える場合、経営の実態等を示す財務情報など、事業継続性・安定性の予見可能性が確保されるという観点から、有価証券報告書等の上場企業並みの開示が想定される。</p> <p>【意見】</p> <p>本案の記述では、有価証券報告書をターゲットにした検討をするべきとも読み取れますが、有価証券報告書は、株式上場企業が提出を求められるもので、そもそも目的が異なるものです。そのような目的の異なるレベルの情報開示を前提にした検討の結果は「レジストリとしての事業継続性・安定性に支障のない範囲」を大きく逸脱する懸念があります。現状、年に1回以上、財務および経理に関し、JPNIC を通じて国（総務省）に報告が行われているのであれば、その内容の妥当性から検討をスタートすべきと考えます。また、有価証券報告書レベルの情報開示を求めることがレジストリサービスへの、非上場企業の新規参入を阻害する可能性もご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>透明性の基準はマルチステークホルダーの中で議論することとしておりますが、事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲であることや、利害関係者にとって十分な情報が提供されること等を考慮し、有価証券報告書は適切な例示と考えます。</p> <p>なお、情報開示の範囲の前提として「レジストリとしての事業継続性・安定性に支障のない範囲」であることを提言しており、レジストリとしての事業継続性・安定性に支障のない範囲を超えてまで情報開示を求めるものではございません。</p>
	<p>・企業情報の開示については、目的に照らして何を開示すべきかを、JPRS の財務的な健全性を監視する役割にある JPNIC と総務省が十分な検討を行うべき。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>ccTLD の透明性の基準を議論するため、JPNIC 又は政府が開かれた場を設けるとしております。</p>
	<p>1. 報告書（案）の図4によれば、わが国からのドメイン名の登録は、.JP に関するものは全体の28%であり、72%がそれ以外のTLDであることが示されています。従って、報告書（案）p.21にある国民生活や社会経済活動に深く浸透し、影響が大きい”という観点では、.JP だけではなく、むしろそれ以外のTLD（TLD 毎の登録数は示されていませんが）</p>	<p>より情報公開を行うべきであるという点において本報告書に対して賛同の御意見と承ります。</p> <p>また、情報公開の基準についてはマルチステ</p>

	<p>のうちの主要なものに関しても同様に考慮すべきであると考えられます。ただし、.JP 以外の多くの TLD の運用者は日本の法人ではないため、日本の法律で規制することはできませんが、下記 3. に示すような情報公開を関係国の監督官庁経由で依頼する必要があると考えます。</p> <p>2. 確かに、.JP はわが国に割当てられた ccTLD ではありますが、一般のインターネットのユーザにとっては、.JP を使わなければならない理由は以前に比べて格段に弱くなっていると考えられます。新 gTLD プログラムも始まっていますので、.JP のレジストリとしては競争はないものの、.JP はその他の TLD と競争しているとも考えることもできます。</p> <p>Web サーバ側でも、複数の TLD によるアクセスを同一に扱うこともできますので、単一 TLD に関する、アクセスができなくなる種類の事故の影響を限定的にする工夫も可能です。新 gTLD に関しても、現在とはかく、将来は国民生活や社会経済活動に深く浸透し、影響が大きい”状態になる可能性もあるため、特定の TLD のみを考慮するのではなく、より一般的に考えるべきだと考えます。</p> <p>3. 以上のことを鑑みると、各 TLD 事業者がサービス品質に関する情報公開をすることは、ユーザが正しい選択を可能にする点では重要だと考えます。どのような項目を公表すべきかのガイドラインは、電気通信事業法やそれに関する法規で規定するよりも、然るべき中立で専門的知識を有する委員会などで定め、随時更新する必要があると考えます。これは、従来に比べて変化が速いインターネット環境に柔軟に適合する必要があるからです。しかしながら、詳細な技術的情報の公開は、それに関連する施設や運用に、セキュリティ上の脅威を与える可能性が高い点は留意すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>ークホルダーにおける議論を提言しているところですが、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>情報開示の徹底により、透明性を確保せよ</p> <p>現代社会においては、公共性を確保し、ステークホルダーのだれもが納得できるガバナンスを実現する上で重要で不可欠な要素として、徹底した情報公開による透明性の確保が求められます。最近では企業のガバナンスにおいても、制度に裏付けられた十分な情報公開は必須です。この点、「.jp」をめぐる現行のガバナンス体制は、通常の上場企業などに求められるレベルでの財務内容が公開されず、収益の使途も開示されていないというもので、著しく不十分であり、公共性に欠け、結果として利用者および社会全体に対して不利益なものとなっているといわざ</p>	<p>本報告書において、JPRS に対しより一層の情報開示を求めており、本報告書に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、議論がマルチステークホルダーで行われることが必要であり、その事務局までマルチステークホルダーの形を取る必要はないと考えます。</p> <p>広く一般に用いることができるマルチステー</p>

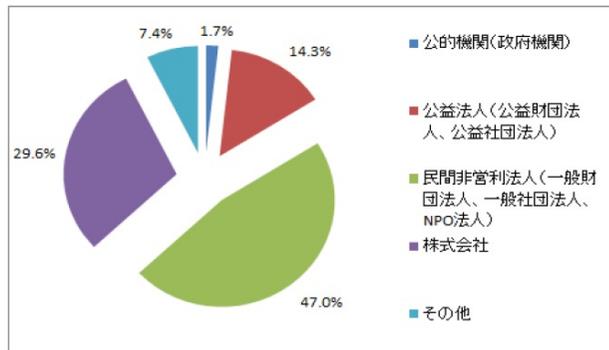
るをえません。本来であれば公共企業として徹底した情報公開と、厳しい第三者監査が求められます。

多くの国のccTLD運用者は、財務内容を含むオープンな情報開示を自らの意思で当然のこととして実施しています。今後は、日本でも徹底した情報開示が実現されることを求めます。

かりに当面、現行の事業者が運用を継続する場合でも、財務諸表を含む経営状況についての情報開示は、報告書（案）にあるように、少なくとも上場企業、あるいは公共企業と同等もしくはそれ以上の水準で行われるべきと考えます。

なお、アンケートでは、現在の「.jp」の運用主体についての知識を問う質問に対して、「民間非営利法人」56%、「公益法人」17%、「公的機関」2%、「その他」9%という回答で、正しい回答である「株式会社」は35%と、回答者の7割近い人が実態を知らない状態にあることが明らかになりました。

図2 「.jp」の現在の運用主体について（N=230）



公的機関（政府）	1.7%
公益法人（公益財団法人、公益社団法人）	14.3%
民間非営利法人 （一般財団法人、一般社団法人、NPO法人）	47.0%
株式会社	29.6%
その他	7.4%

クホルダープロセスとして承認された手法・手続がまだ存在しないため、総務省及びJPNICにおいて、多方面の意見を聴きつつ議論の場の準備を行うことが適当と考えます。

なお、情報通信審議会の情報公開の在り方については諮問内容から外れるため、今後の参考にさせていただきます。

「株式会社」と回答した人々のなかでも、関連質問に対して「上場企業」と回答した人が8%あり、正しく「非上場企業」と答えられたのは全体のわずか23%でした。つまり全体の7割以上の人が実態を正しく知らない、あるいは知らされていないといえます。本アンケートの回答者は自発的な回答者で、90%の人が、「インターネットを毎日頻繁に利用し、なくてはならない」と答えるなど、いわゆる情報リテラシーは十分高い人々と推定できます。

これらの回答結果が如実に示すように、日本におけるccTLDの運用体制の実態は、限られた人にしか知られていません。そうしたままで、国民の共有財産のあるべきガバナンス体制について正しい判断をできるでしょうか？ マルチステークホルダーの体制に積極的な参加が期待できるでしょうか？

より多くの利用者に、国民全体に対して、現状を広く正確に理解されるために、徹底した情報開示と、積極的な広報や広聴活動など、理解と対話を進める様々な方法が講じられる必要があると考えます。

諮問委員会ではなく、官民共同での新たなMSH組織の設立を

報告書（案）には、JRPSの諮問委員会が機能しており、P26には、政府から委員が加わればよいという記載がみられますが、問題の多い現状を是認することなく、この機会に官民共同して、利用者が自由に参加できるMSH方式でのガバナンスを導入すべきと考えます。

現在「.jp」の運営ポリシーやルールなどを決めていとされるJRPSの諮問委員会は、諮問そのものはJRPS社長専権事項となっており、諮問案の選定はJRPSの裁量となっています。利用者にとって不満が高く、もっとも関心の高い価格のあり方について、諮問＝検討の対象になったことは、私どもの知る限りでは、これまでありません。

委員の選任も、形式的にはともかく、実態としてはJRPSが決めています。現在の諮問委員長にはJPNIC理事長が就任していますが、JPNICはJRPS社の株式を現在も保有し、JRPSの役員がJPNICの理事を務めるなど、両者の関係性は深く、利害相反の可能性が高いという指摘もあります。少なくとも委員長には、学識者や利用者代表など、直接的な利害関係のない第三者が就任すべきです。

報告書（案）で、「JRPSユーザー会」について記載されていますが、この会の会員資格はJRPSによって認められた指定事業者、すなわちドメイン名販売ビジネスを行う企業に限定され、あ

くまでJPRSおよび販売事業者側の利益を共有・代表する立場の団体であって、真の意味でドメイン名の一般利用者がその意思決定などに参加できる性質の組織ではありません。

こうして、ドメイン名の運用ルールや価格その他の登録ポリシーなどについて、ユーザー側の企業、たとえばオンライン販売を行っている多数の中小企業を含めて、利用者が提案や意見を述べるができる場合は、現在はどこにも存在していません。この点では、ICANNおよび諸外国のドメイン名レジストリーの標準的な慣行からも、日本はおおきく外れています。「.jp」に関連するポリシーについての意思決定の仕組みとしては、現状はまったく不十分であり、抜本的な改善が求められます。

なお、報告書（案）では、「.jp」の運用の信頼性について、「これまでのJPRSの取組等により、JPRSのサービス停止やサービスの信頼性が後退した事実が発生したことがないことから、その信頼性における運営実績は高く評価ができるものと判断する。」と記載されていますが、少なくとも運用上のセキュリティについては、中京大学工学部の鈴木常彦教授が以下の2点について厳しく指摘するなど、その信頼性に疑義をもつ意見も存在しているのは事実です*。

※ 鈴木常彦「ドメイン名政策委員会報告書(案)に対する意見（詳細）

<http://www.suzuki.sist.chukyo-u.ac.jp/dnspubcomm/jprs.txt>

MSHプロセスの実装について掘り下げた検討を

今回の報告書（案）では、JPRS諮問委員会に政府からのメンバーを追加選定する、ということ以外には、MSHプロセスの実装方法について掘り下げた記載がありません。この点については、今後、政策部会、審議会本体での議論の際に、ぜひ深く検討していただきたいと考えます。

また、国内における新たなMSHガバナンスの体制と、次の「議論の場」とが、あたかも別箇のものとしてとらえられていますが、両者は互いに密接な関係をもち、当事者の多くが重複することから、両者を一つの組織のもとで統一的に検討することが効率的ではないかと考えます。

ガバナンスの議論の場：すべての主体が対等で、開かれた形で参画できる場を

報告書（案）P32の、「.jp」の利害関係者は多分野・多領域に渡ることから、その管理・

運営において必要な透明性や信頼性の基準についての議論は、レジストリやレジストラ、インターネットコミュニティ、インターネットの利用者、企業、政府等広く多様な主体が集まる、誰にでも開かれた場で議論されることが望ましい。」との内容に、基本的に賛同します。

ただし、その後の、「このような「.jp」の管理・運営における透明性や信頼性の基準についての議論を行う開かれた場を設ける主体となりえる組織としては、「.jp」の信頼性確保に深く関与するなど、国内においてインターネットガバナンスに係る相当の役割を果たしてきたJPNICもしくは政府（総務省）が考えられるが、こうした体制の在り方については両者が共同で主体となることも含め、今後検討がなされるべきである。」との内容には必ずしも賛成できません。関連して、報告書（案）P33には、以下の記述があります。

「マルチステークホルダープロセスの導入によってドメインの運用に係るガバナンスのレベル向上を行うことについては、管理・運営体制の信頼性確保の観点から、正しい方向性であると考えられるため、移管契約においてJPRSによるドメインの運用を監督する権限を有する総務省およびJPNICにおいて、多方面の意見を聞きつつ、今後外部におけるマルチステークホルダープロセスの在り方を検討し、実装の準備を速やかに行うべきである。」

いずれについても、MSHプロセスの実装にあたっては、まさに主要なステークホルダーがすべて対等に参加することが必須の条件と考えられ、ステークホルダーでいえば、技術コミュニティを代表するJPNICと政府だけで実装の準備を行うことでは、MSHの理念に照らしてまったく不十分と考えます。

冒頭でも述べましたように、MSH方式の実装は、わが国が国際的なガバナンスの議論に参加し、発言力を高めるためにも急務といえます。そのためには、希望する主体＝ステークホルダーはすべて自由に参加できるオープンでボトムアップな場を形成し、透明性の高い議論と対等な形での意思決定ができることが保証される必要があります。実際のポリシー決定のプロセスには、そうしたMSH原理を実装することが急務と考えられます。

具体的には、「.日本」の導入の際に設立された「日本インターネットドメイン名協議会」の事例にならい、一般利用者とインターネット関連の業界団体、経済団体なども含めた組織を新たに立ち上げ、希望するすべての主体が対等で、開かれた形で参画できる場を実現することを提案いたします。

ネット活用などで、だれもが参加できるオープンなプロセスの実現を

概略、以下を提案します。

- ・あらゆる会合は、原則生中継し、地方であっても、だれでもリアルタイムでアクセスできるようにする
- ・会議は公開し、一定のルールのもとで、だれでも質問・発言できるようにする
- ・オンライン・フォーラムを用意し、事前の質問・コメント・討論を、だれもが対等の立場で参加でき、意思決定の過程を共有できるようにする

いずれも、ICANNやIGFなどで標準的な手法として以前から実現されており、特別のことではありません。詳細については別の機会を設けて、あらためて広くアイデアを公募し、実装することを求めます。

これらは、一見、テクノロジー寄りの考え方で、一般の人々の意見を有効に反映するためには、アナログのメディアをより重視すべきだとの考えもあるかもしれません。しかし、インターネットという、まさにテクノロジーによる便益を達成する有力手段についてのガバナンスで、簡単で実際に有効に使えるネットのツール、便利なテクノロジーを利用することはきわめて自然なことと考えるべきではないでしょうか。

現状では、地方の人々には傍聴も不可能で、議論内容に容易にアクセスできず、まして意見を送ることなど不可能です。インターネットのガバナンスを議論するための審議会も、最新の技術を積極的に導入し、コストをかけずに効果的にMSHを実現すべきと考えます。

1990年代、情報通信審議会の前身である電気通信審議会などの政府の審議会は、「会合が密室で行われ、資料や議事録の公開もなされず、関係者の利害調整に終始し、広く公正な政策形成には役立たない」と強く批判されていた。当時筆者らが所属していた国際大学GLOCOMでは、NTT分割案などを検討していた電気通信審議会での審議と並行して、ネットのメーリングリスト「ネティズン・フォーラム」をオンライン開催したところ、審議会委員も参加して活発な議論が実現された。当時の郵政省の審議会事務局はこの試みに着目し、筆者はその説明などを行った。その後ネットを活用した議事録公開や資料配布、いわゆるパブコメなどはすっかり定着している。それから20年近くが経過している現在、新たなネット技術による、一層の透明化、

オープン化は、適切な政策形成手段として、当然のことと考えられる。

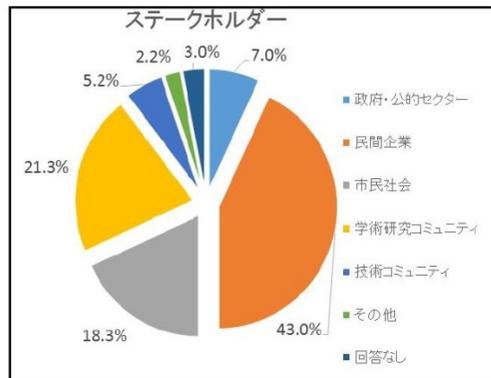
本研究所では、この意見書を準備するにあたって、「ドメイン名についてのアンケート」を実施し、一般の方の理解度や意見をデータとして広く収集する試みを行いました。いわゆる「evidence based policy making」、すなわち実証データに基づいた政策形成が重要だと考えてのことです。きわめて短時間にもかかわらず、回答数は230を超え、北海道から九州・沖縄までの広い範囲から、多くの意見をいただきました。

回答結果は別途添付しますが、現在の日本のドメイン名の管理・運用体制の実態を正確に理解している人は少なく、せっかくのご意見も不十分な事実認識に基づいて形成されている傾向があることは、率直に言って否定できません。

今後のわが国におけるドメイン名政策の形成において、ひいては情報通信審議会での審議においても、多くの国民に問題を周知すべく発信すること、オンラインツールなどを活用し、意義のある対話を推進することが重要と考え、あえて提案するものです。

参考までに、回答者の「ステークホルダー」内訳を以下に示します。勤務先などの所属とは別に、「市民社会」と自ら選択した人が18.3%存在していることは注目に値します。

図3 アンケート回答者のステークホルダー内訳 (N=230)



政府・公的セクター	16	7.0%
民間企業	99	43.0%
市民社会	42	18.3%
学術研究コミュニティ	49	21.3%

技術コミュニティ	12	5.2%
その他	5	2.2%
回答なし	7	3.0%
合計	230	100.0%

情報通信審議会においても、MSHによるオープンな政策議論を

以上、本意見書で述べてきたことの大半は、実は情報通信審議会そのものについても該当するものと考えられます。審議会のあり方は、今回の検討の範囲外と考えられるかもしれませんが、マルチステークホルダーとは、本来多様な立場、考え方をもちすべての人の参加を可能とするガバナンスないし政策決定プロセスのあり方を求めて追求して成長してきた手法です。

インターネットのガバナンスにこそ、最新のネットサービスを上手に応用し、そうしたコンセプトが実際に実現される手法についても、情報通信を対象とする審議会として積極的に導入を検討されることを、あらためて要請いたします。

最後に、この点を含めて、慶應義塾大学、国際大学、そして多摩大学の3研究機関のメンバーが合同で執筆した、「日本のマルチステークホルダー・ガバナンスを強化するために」を参照いただければ幸いです。

(多摩大学情報社会学研究所)

5 新 gTLD 等に関する意見

<p>P 1 8</p>	<p>【報告書案】 「.jp」は ccTLD として日本を表すドメイン名であるとともに、我が国における登録者数の多さ、また政府等が「go.jp」として利用するなど、高い公共性を有する TLD となっている。</p> <p>【意見】 日本における公共性という観点で、「.jp」に限ったレジストリの「信頼性」「透明性」の議論が行われる根拠が不明確と考えます。「.tokyo」や「.nagoya」などの日本の地名を使ったもの、「.hitachi」「.toyota」などの日本企業名を使ったものが「.jp」よりも公共性が低いとは考えにくいです。公共性に基づく議論をするのであれば「.jp」以外の日本に関与する 354 万件のドメインも含めた議論であるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>御意見のとおり、本報告書案において、「第 4 章 4 インターネットの特性等への対応について」において「.JP」以外のドメイン名についても提言を行っております。</p>
<p>P 2 1</p>	<p>gTLD の成り立ちからいって、ccTLD と同等とする管理・運営体制は適切ではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>規律を考える場合でも、gTLD 等についてはサービスの利用実態や国民生活や社会経済活動への影響等を考慮し、その対象範囲を最小限とすることを提言しております。</p>
<p>P 3 2</p>	<p>【報告書案】 新 gTLD については、我が国から申請が出された 69 件について、現在、審査を通過した新 gTLD から順次委任が行われている状況にあり、JPRS 以外にも、我が国の TLD レジストリが登場しつつある。</p> <p>【意見】 新 gTLD に関して「.jp」ドメインより公共性が少ないとする明確な根拠は無いと考えます。現状の議論が、先行する「.jp」ドメインの規制に偏ったものとならず、日本のドメイン運営全体が信頼性・透明性を確保しながら、かつ、自由なイノベーションの下で健全に発展して行くことが可能な制度設計を望みます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本報告書案では新 gTLD も含めた議論をしております。</p> <p>また、インターネットが引き続き発展するために、今後も民間主導を原則とすることを提言しております。</p>

P 3 6	<p>・新 gTLD においては、既にグローバルな枠組みで厳しい技術基準が契約において明示されています。国内で更に別途自主基準なるものを用意することとなれば、事業者にとっては屋下に屋を架すことになり、無用なコストの発生から、コストの料金転嫁、事業意欲の減退などを招くことが懸念されます。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>本報告書では、法律による規律を課す場合、規律の範囲を必要最小限とすることや、グローバルなルールに配慮された規律であることを求めています。</p>
全体	<p>諮問第20号は「(1)国別トップレベルドメイン名の公共性に鑑み、その管理運営において求められる信頼性・透明性等とその確保の在り方」、「(2)(1)以外の一般的なドメイン名の管理方法において求められる信頼性・透明性等とその確保の在り方」を諮問しています。すなわち、ccTLD(「国別トップレベルドメイン名」とgTLD(「(1)以外の一般的なドメイン名」)を明確に区別した上で、ccTLDについては公共性を考慮した方策を諮問しています。しかし、報告書案は、その検討と結論の双方において、ccTLDとgTLDを混在しているか、明確に区別されていません。このような区別を省略した議論により、ccTLDとgTLDに一律の規制を課すことになると、ccTLDについては公共性を十分に配慮した方策を打ち出せないか、gTLDについては無用な過剰規制を提示してしまうか、いずれかの結果に陥るおそれがあります。諮問事項に対して正しく応答するべきではないでしょうか。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>ccTLDとgTLDにおいて背景が異なる部分、共通している部分があるため、分離して議論している段落と双方に言及している段落があります。</p> <p>規律を課す場合でも「サービスの利用の実態等も踏まえつつ、国民生活や社会経済活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は最小限とすること」としているところです。</p>
	<p>新 gTLD について</p> <p>基本的に gTLD は ccTLD と違い ICANN による管理監督を受けているために、ccTLD ほどの監督等が必要であるとは考えられない。しかし地名ドメイン名に見られるように、公益性・公共性の高いものについては最低限のセーフティネットが必要ではないかと思われる。また、地方における地名ドメイン名の導入については、地方公共団体ではその内容や選定について負荷が多すぎるといった意見も多いことから、その様な際には国の支援等が必要である。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。また、地方への国の支援については今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>レンタルサーバーのプラン変更を行っている個人事業主です。</p> <p>レンタルサーバーのプラン変更を行っていて気付いたことですが、発売年の古いサーバープランについての仕様は、本当に探しにくく、ようやく見つけても情報量が少なかったり、ニュースリリースも過去のものに掲載されていなかったりするので、一般の人間が DNS の BIND のパ</p>	<p>本報告書案では、他者のドメイン名の DNS の運用を受託する DNS サーバーのホスティング事業等に対しても規律を課すことも考えられる、と記載しているところであり、御意見は今後の</p>

	<p>ージョンや、そんなところまでは、辿り着くのは、非常に困難ですし、辿り着けても意味を理解するのは困難です。</p> <p>10年と少しの時間の中なのに、これほどに過去の情報を探すのが難しいには、「透明にしたい」力が働いているからなのではないでしょうか？</p> <p>新しいサービスが続々とサービスが発表されていく傍らで、既契約が取り残されている。大手経済雑誌でも取り上げられないのは、スポンサーの都合で扱うことのできないテーマになっているからではないかと思います。DNS レンタル会社の DNS に問題が発生するなどの問題が発生した場合は、公正な視点で、利用者側にたった制度で公表指導いただける仕組みを希望します。</p> <p>(個人)</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
--	--	----------------------

6 マルチステークホルダーに関する意見

① マルチステークホルダープロセスの支持		
	<p>ccTLD の管理監督について</p> <p>ガバナンスや新たなポリシー決定過程に関しても一定レベル(レベルや内容については十分な議論が必要)のマルチステークホルダーモデルによる合意形成が今後のインターネットの運用には必要である。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本報告書案では、「マルチステークホルダープロセスの在り方を検討し、実装の準備を速やかに行うべきである」としており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
② マルチステークホルダープロセスへの懸念		
P 2 9	<p>事業者自身が管理規定を作る、というのは現行の電気通信事業法にもあることだが、これにマルチステークホルダーの意見を反映させよ、というのは非常に奇異に見える。</p> <p>マルチステークホルダーについては、取ってつけたような記述となっているが、総務省が電気通信事業法の改正を考えているところに、一部の委員の意見で書き加えたように見える。</p> <p>日本は協調・連携の文化を持つ国であり、産学官連携の仕組みも長く機能してきている。マルチステークホルダーという言葉が流行語のように扱われているが、日本国内でマルチステークホルダー論を強く唱えているのは、市民代表という立場で実は何も代表していない評論家のような何ら責任を負わない声だけが大きい個人であることが多い。</p> <p>社会がそのような輩によって混乱させられることは避けるべきである。政府は、国としての規制が必要なところで安易に流されるべきではない。ドメインや DNS はネットの基盤であり、それを運用する JPRS のような事業者に対しては法律規制でしっかりとした枠組みを作るべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしております。</p>
P 3 2	<p>【報告書案】</p> <p>マルチステークホルダープロセスの導入によってドメインの運用に係るガバナンスのレベル向上を行うことについては、管理・運営体制の信頼性確保の観点から、正しい方向性であると考えられるため、移管契約において JPRS によるドメインの運用を監督する権限を有する総務省および JPNIC において、多方面の意見を聞きつつ、今後外部におけるマルチステークホルダ</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしており、頂いた御意見は本報告書案</p>

	<p>ープロセスの在り方を検討し、実装の準備を速やかに行うべきである。ただし、その際はマルチステークホルダープロセスについて、</p> <p>(1) マルチステークホルダープロセスによる決定を最終的な決定とすることは、その在り方によっては、多様な意見が存在することにより決定に時間を要する場合やそれぞれの結論に一貫性が欠ける場合あること等から、ドメインを「安定的に運用する」という非常に重要な要請と相容れないおそれがあること、</p> <p>(2) 我が国においては(ある意味グローバルにおいても)、広く一般に用いる事が出来るマルチステークホルダープロセスとして承認された手法・手続きがいまだ存在しないこと。具体的には、ICANN においてグローバルなマルチステークホルダープロセスについての議論が行われているところであり、また、各国のドメイン名の管理・運営において、マルチステークホルダープロセスが広く導入されている訳では無く、ブラジル等のごく一部の国におけるドメイン名の管理・運営の仕組みがマルチステークホルダープロセスの例として注目されている段階であること。といった懸念があることを十分踏まえた検討が必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>上記内容に概ね賛同します。特に、「ただし」書きにある2つの懸念点は非常に重要であると考えます。マルチステークホルダープロセスの導入には原則賛成ですが、拙速な導入は、逆にこれまで継続してきた安定性を阻害するリスクがあることも事実であり、その導入の方法如何によっては、本報告書が目指している方向とは真反対の方向に向かう危険性があることを十分に念頭に置いた上で検討を進めることが重要だと思えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>P 3 3</p>	<p>記述されている通り、マルチステークホルダープロセスについては、まだ国内外において様々な議論や試行錯誤的な適用が行われているところです。マルチステークホルダープロセスは、場面や目的によってそれを導入すべきところとそうでないところがあり、また導入する場合でも適した形は異なるものです。ICANN やブラジル等の事例とまったく同じ形を日本においても導入すればよい、ということではありません。実装を進めるとしても、日本に適した形、そしてドメイン名を対象とするに適した形での設計が必要であり、報告書案に書かれているように、慎重な検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

<p>P 3 2 ~ 3 4</p>	<p>報告書案には『ただし』として、こうしたマルチステークホルダープロセスへの注意点と懸念点について次のように記載されています。</p> <p>『(1) マルチステークホルダープロセスによる決定を最終的な決定とすることは、その在り方によっては、多様な意見が存在することにより決定に時間を要する場合やそれぞれの結論に一貫性が欠ける場合あること等から、ドメインを「安定的に運用する」という非常に重要な要請と相容れないおそれがあること、</p> <p>(2) 我が国においては(ある意味グローバルにおいても)、広く一般に用いる事が出来るマルチステークホルダープロセスとして承認された手法・手続きがいまだ存在しないこと。具体的には、ICANNIにおいてグローバルなマルチステークホルダープロセスについての議論が行われているところであり、また、各国のドメイン名の管理・運営において、マルチステークホルダープロセスが広く導入されている訳では無く、ブラジル等のごく一部の国におけるドメイン名の管理・運営の仕組みがマルチステークホルダープロセスの例として注目されている段階であること』</p> <p>この点について、『マルチステークホルダー』はその定義の段階から解釈する人により異なり、また世界各地でさまざまなマルチステークホルダープロセスが模索されてきたものの、未だに共通認識となりかつ実効性のあるプロセスが出されていない現状であると認識しております。</p> <p>当センターのこれまでの経験からも報告書案とまったく同様の懸念を持っており、スピード感が必要とするものの拙速な結論を急ぐべきではないと考えております。</p> <p>(一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>マルチステークホルダープロセスの導入に関しては、ご指摘の通り、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

③ 開かれた議論の場を設ける事務局		
P 3 3	<p>【報告書案】</p> <p>「.jp」の管理・運営における透明性や信頼性の基準についての議論を行う開かれた場を設ける主体となりえる組織としては、「.jp」の信頼性確保に深く関与するなど、国内においてインターネットガバナンスに係る相当の役割を果たしてきた JPNIC もしくは政府（総務省）が考えられるが、こうした体制の在り方については両者が共同で主体となることも含め、今後検討がなされるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>JPNIC は、これまで国際的な協調の下で、インターネットガバナンスの在り方に関して、国内でのオープンな議論の場も設け、広く会員企業からの意見を取り入れながら推進してきた実績を踏まえ、主体となりえる組織としてふさわしいと考えます。マルチステークホルダープロセスの導入に関しては、ご指摘の通り、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしており、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>・インターネットガバナンスを議論する場については、報告書案の通り JPNIC と総務省がその検討を行うことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 3 2	<p>【報告書案】</p> <p>また、このような「.jp」の管理・運営における透明性や信頼性の基準についての議論を行う開かれた場を設ける主体となりえる組織としては、「.jp」の信頼性確保に深く関与するなど、国内においてインターネットガバナンスに係る相当の役割を果たしてきた JPNIC もしくは政府（総務省）が考えられるが、こうした体制の在り方については両者が共同で主体となることも含め、今後検討がなされるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>検討を進めるにあたって、その検討の主体は JPNIC が適切であると考えます。JPNIC は、JPRS 設立前は、「.jp」に関する様々な方針をコミュニティとともに検討してきた場であり、また、ICANN 設立前の「グリーンペーパー」「ホワイトペーパー」等の議論の段階から、グローバルなインターネットガバナンスの検討にも参画してきた組織であり、インターネットガバナンスに関しては、国内で最も経験・知識のある組織であると考えます。</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

	(個人)	
P 3 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ マルチステークホルダープロセスは、それを形作る過程が非常に困難である。一概に他の事例を適用すればよいというものではなく、状況に合わせた適切な形を慎重に検討する必要がある。 ・ インターネットガバナンスを議論する場については、諸外国における議論状況や、国内の他分野での議論状況を踏まえることも必要であり、その意味で、報告書案の通り JPNIC と総務省がその検討を行うことが望ましい。 <p style="text-align: right;">(株式会社 A S J)</p>	<p>本報告書では、マルチステークホルダープロセスについて懸念があることを記載し、拙速な結論を出すことなく、十分に関係者と議論しつつ、マルチステークホルダーの実装の準備を行うこととしております。</p> <p>また、JPNIC 又は総務省が主体となり、インターネットガバナンスを議論する場を設けることを提言しております。</p> <p>このため、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 3 2 ~ 3 4	<p>『インターネットガバナンスの議論の場』と題し、</p> <p>『「.jp」の利害関係者は他分野・他領域に渡ることから、その管理・運営において必要な透明性や信頼性の基準についての議論は、レジストリやレジストラ、インターネットコミュニティ、インターネットの利用者、企業、政府等広く多様な主体が集まる、誰にでも開かれた場で議論されることが望ましい。</p> <p>なお、このような場は、インターネットガバナンスについての利害関係者が集まる場であることから、ICANN等のグローバルな会議に向けた情報交換・意見交換、グローバルな会議において関係者が一体となり日本として行動するための議論、インターネットガバナンスに係る動向の情報・意見交換、等を行う場としても活用出来ると考えられる。』と述べられております。</p> <p>また、『このような「.jp」の管理・運営における透明性や信頼性の基準についての議論を行う開かれた場を設ける主体となりえる組織としては、「.jp」の信頼性確保に深く関与するなど、国内においてインターネットガバナンスに係る相当の役割を果たしてきたJPNICもしくは政府（総務省）が考えられるが、こうした体制の在り方については両者が共同で主体となることも含め、今後検討がなされるべきである。』と述べられております。</p> <p>当センターとしては、報告書案に賛同いたしますとともに、『実装の準備を速やかに行うべき』と記載されていることについて、議論の場を設けることに関して、関連各所との連携の上で速</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>やかに検討を進め、『日本の現状に即した意見集約が可能となる体制』の構築を目指して積極的に対処していく所存です。</p> <p>(一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)</p>	
P 3 3	<p>【報告書案】</p> <p>また、このような「.jp」の管理・運営における透明性や信頼性の基準についての議論を行う開かれた場を設ける主体となりえる組織としては、「.jp」の信頼性確保に深く関与するなど、国内においてインターネットガバナンスに係る相当の役割を果たしてきた JPNIC もしくは政府（総務省）が考えられるが、こうした体制の在り方については両者が共同で主体となることも含め、今後検討がなされるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>JPNIC は、これまで国際的な協調の下で、インターネットガバナンスの在り方に関して、国内でのオープンな議論の場も設け、広く会員企業からの意見を取り入れながら推進してきた実績を踏まえ、主体となりえる組織としてふさわしいと考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
P 3 2	<p>【報告書案】</p> <p>「5 インターネットガバナンスの議論の場</p> <p>「.jp」の利害関係者は多分野……といった懸念があることを十分踏まえた検討が必要である」(32頁下から3行目～34頁10行目)</p> <p>【意見】</p> <p>インターネットガバナンスのあり方は世界で議論されているところであり、多様な意見が反映されるよう制度構築を関係者からも十分意見を聞いて検討すべきである。「マルチステイクホルダーの仕組みの主体」を担うということを元に、政府が必要以上に管理することは避けるべきである。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>①告書案にもあるとおり、上記仕組みの議論は世界中でも議論されているところでもあるので、十分時間をかけて議論すべきである。</p>	<p>本報告書案において「多方面の意見を聞きつつ、今後外部におけるマルチステイクホルダープロセスの在り方を検討し、実装の準備を速やかに行うべきである」と記載しております。</p> <p>また、民間主導の運営・発展が継続されることを基本的考え方としております。</p> <p>このため、頂いた御意見は本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>②意見集約の必要性はあるものの、意見聴取・反映の手続きがおざなりになればマルチステークホルダーが空文化するのでそうならないようにすべきである。</p> <p>③従来の民間事業者による主導というインターネットの世界は、イノベーション促進の観点から強く維持されるべきである。</p> <p>(一般社団法人新経済連盟)</p>	
P 3 3	<p>国内のドメイン名と IP アドレスの管理運用等のガバナンスに関して JPNIC が一定の役割を果たしてきたことは認めるが、国民の最大関心事の一つであるインターネット上の違法有害情報対策や安全安心にインターネットを使うためのリテラシー向上策やその他多くの活動については、他の広範にわたる関係者の役割およびその活躍が大きく、JPNIC の活動範囲は限定的であると言わざるを得ない。JPNIC の行ってきたガバナンスについて、その範囲を記載すべき。</p> <p>また、国際・国内の双方にかかわるこういった議論の場を形成する主体は、当然マルチステークホルダーで構成されるべきであり、より広範な関係者の責任ある参加で形成されるべきである。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>議論がマルチステークホルダーで行われることが必要であり、その事務局までマルチステークホルダーの形を取る必要はないと考えます。</p> <p>広く一般に用いる事ができるマルチステークホルダープロセスとして承認された手法・手続がいまだ存在しないため、総務省及び JPNIC において、多方面の意見を聴きつつ議論の場の準備を行うことが適切と考えます。</p>
④ 諮問委員会		
P 2 6	<p>現在の日本政府が、ICANN の GAC に参加している現状で、諮問委員会にメンバー選定が必要なのか疑問を感じる。</p> <p>(個人)</p>	<p>より幅広く外部の意見を聴取するという観点や客観性を今より確保するという観点から、ステークホルダーの一つである政府が JP ドメイン名諮問委員会に入ることは適切と考えます。</p>
⑤ その他		
	<p>日本におけるマルチステークホルダーモデルの構築とそれによる意思決定プロセスへの反映</p> <p>ドメイン名に関する各種課題だけでなく、インターネットに関する課題は関係事業者や政府だけで政策決定されるべきものは少ないと思われる。また、マルチステークホルダーといった場合、日本では特に” Civil Society ” (「市民社会」と訳されることが多い) の存在が少なく、そのプロセスに参加している可能性も低い。国連においても、マルチステークホルダーモデルの重要性が認識され、IGF においてはこのモデルを採用し、インターネットに関する様々な課題が協議されている。日本においてもマルチステークホルダーモデルとはどういうものかと言</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ドメイン名に係る議論についても、今後、市民社会を含め幅広い立場の人が参加することが必要と考えます。</p>

	<p>う議論から、” Civil Society” 醸成の取り組みが必要とされるのではないだろうか。当協会においても IGF Japan への取り組みを行うなどして” Civil Society” の参加を呼びかけてきたが、その成果が十分であるとは考えておらず、より一層の努力が必要だと考えている。</p> <p>また、” Civil Society” だけでなく、次世代の育成についても喫緊の課題であり、他国においては既にいくつかの取り組みが行われ、新たな人材が育っている状況を見ても我が国におけるその取り組みは無いと言っても過言ではない。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
	<p>はじめに</p> <p>このたび、情報通信審議会において、インターネットの根幹をなすドメイン名について、わが国における政策課題としてとりあげ、審議されることは、たいへん時宜にかなったことと、高く評価いたします。</p> <p>これまで日本において、ドメイン名および IP アドレスなどのインターネットの運用を支える重要資源については、広く一般利用者を含めてその在り方について議論する場がなく、十分な情報開示がなされないまま、限られた人による意思決定がなされ、広い意味での公共性が保障されてこなかったと考えます。</p> <p>もとより、インターネットの発展においては、政府の規制や介入があまりなされず、民間の主として技術者と起業家たちによって推進され、それが短期間に急激に普及した原動力とされてきました。</p> <p>黎明期における先人の苦労には多大なものがあることを認めるのにやぶさかではありません。しかし、過去 20 年の間に、インターネットはビジネスの論理が席卷するようになり、「ドットコム」ブームは遠くなったとはいえ、その頃に端を発したマネーゲームが、本来の社会全体の公共財としての健全なガバナンスを歪めてきたことは、残念ながら否定できないといえます。</p> <p>日本の「jp」のガバナンスについて これまでの経緯をもとに</p> <p>日本の国別ドメイン名、いわゆる ccTLD においても、こうした傾向がみられます。何より、運用主体が非市場で閉鎖的な営利企業によって長年独占され、世界的にみても高価格で、ドメイン名の普及数は、同じような条件をもつ他国と比べて遥かに少なく、ユーザーはレジストリ―とレジストラ―、リセラーによって形成された高価格市場に囲い込まれてきたといえます。</p>	<p>本報告書案において、マルチステークホルダーの在り方については今後も総務省及び JPNIC において今後も検討することを提言しており、貴重な御意見として承ります。</p>

数年前、こうした閉鎖的状況を打破すべく、「.日本」の導入に際して、やはり情報通信審議会によって検討が行われ、管理運営事業者が公正な第三者委員会による公募審査を経て決定されるというプロセスが、民間主導の協議会で進められました。結果として、JPRS 社が「.jp」と並んで「.日本」も運用するという状況となり、選定委員会では、二つの独占資源を一社で両方提供することで、より重い独占となることに留意するよう、異例の注文が付いたのです。

これを受けて、「.jp」の監督を改善するとの動きが起こり、JPNIC はドメイン名協議会および総務省に対して、いったんは第三者委員会の設置、透明性の確保などを中心とした改善案を提示し、その実行を約束したのです。しかし、具体的な改善策を検討する委員会において、「第三者委員会」は「有識者委員会」に、「透明性」は「客観性」にと、一見、同等の言葉に見せかけつつ、実態は、本来合意されたはずの原理を換骨奪胎し、みずからの組織の閉鎖性を保持し、「監督」とはほど遠い、JPRS の容認、利益の共有を維持するだけのものを押し通したのです。

このとき、本件を担当していた総務省データ課の担当者らは、JPNIC における検討会に出席したものの、当初は議事録に「オブザーバー」と記されていたのが、3 回目からは「傍聴者」と記載され、JPNIC の「介入の法的根拠がない」という論法に屈するなど、公共性の担保を推進すべき責務を果たすことができない状況となりました。

このときから今日まで、JPNIC および JPRS は、ドメイン名および IP アドレスの日本における登録、配分事業を独占し、外部＝利用者からの意見や批判を受け付ける開かれた制度を実装せず、いわば利権の占有状態の維持継続をはかってきたのです。

今回、総務省の情報通信審議会の審議は、JPNIC および JPRS のこのような閉鎖的な姿勢にメスを入れ、真に利用者国民にとって納得にいくようなガバナンスの仕組みを新たにつくり出すための、絶好の機会といえます。

しかし、率直に申し上げて、今回の報告書案は、上記のような問題点に十分に切り込み、本来あるべき施策を提示しているとまでは評価できません。

以下に個別の指摘を行いますが、全体として、だれもが自由に参加し、意見を述べるとともに、制度的な実装に対して責任をもってかかわるといふ、マルチステークホルダー方式でのガバナンスの推進には、まだまだ多大な努力、検討が必要と思われます。

1995 年頃から、ドメイン名などのグローバルガバナンスにかかわってきた筆者は、関係

者の皆さまの真摯な取り組みに慎んで敬意を表しつつ、今後のさらに真剣な努力を互いに果たす必要があることを、あらためて強調したいと思います。

昨年スノーデン氏が暴露した米国政府 NSA の盗聴漏洩事件は、ネット社会のグローバルなガバナンスをめぐる議論に油を注ぎました。一方で、ネット上の表現を規制し、国家による情報統制を当然のごとく推進する諸国が力をつけています。情報の自由な流通は、人権をまもる基礎であり、また自由主義経済の根幹でもあります。

国内のガバナンス体制においても、市民利用者の権利を守り、自由な情報の発信、受信、利用を推進するために、重要資源の管理運営においても、一部の専門家、技術者の恣意的運用を認めることなく、開かれた体制を構築していくことが重要と考えます。

マルチステークホルダー・プロセスの導入について

マルチステークホルダーとそのメリットについて、正しい理解が必要と考えます。以下、そのための参考資料などの説明をいたします。

「マルチステークホルダー」は分野によって使われ方が異なり、国際的に確定された一つの定義はないが、たとえば wikipedia の以下の定義が参考になる。

「マルチステークホルダー・ガバナンス・モデルとは、マルチステークホルダー・イニシアティブともいわれることもあるが、共通の課題ないし目標を解決するための対話、意思決定、実装の場にステークホルダー（利害当事者）を参加させることを求めるガバナンスの仕組みのことである。米国の商務省 NTIA の長官で、情報通信副大臣のローレンス・E・ストリックリングによれば、「マルチステークホルダー・プロセスとは、すべてのステークホルダーが十分に関与し、合意に基づく意思決定を、オープンで透明で説明責任を果たす方法で実施されるものである。ステークホルダーとは、特定の組織において、直接または間接的な利害ないしステークをもつ個人、グループまたは組織のことをさし、企業、市民社会、政府、研究機関、非政府組織（NGO）などがあてはまる」

The multistakeholder governance model, sometimes known as a multistakeholder initiative (MSI), [1][2] is a governance structure that seeks to bring stakeholders together to participate in the dialogue, decision making, and implementation of solutions

to common problems or goals. According to Lawrence E. Strickling, U. S. Assistant Secretary for Communications and Information, and NTIA Administrator, "the multistakeholder process, ... involves the full involvement of all stakeholders, consensus-based decision-making and operating in an open, transparent and accountable manner." [3] A stakeholder refers to an individual, group, or organization that has a direct or indirect interest or stake in a particular organization, these may be businesses, civil society, governments, research institutions, and non-government organizations.

わが国の文献では、以下が参考になる。

「マルチステークホルダー・プロセスとは、3者以上のステークホルダーが、対等な立場で参加・議論できる会議を通し、単体もしくは2者間では解決の難しい課題解決のために、合意形成などの意思疎通を図るプロセスです」(内閣府国民生活局 平成20年6月)

「国、事業者、消費者、有識者等の関係者が参画するオープンなプロセスでルール策定等を行う方法のこと」(パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱 平成26年6月)

マルチステークホルダー・プロセスを採用する利点

マルチステークホルダー・プロセスを採用する利点としては、以下が参考になる。

「マルチステークホルダー・プロセスの特徴

1. 信頼関係の醸成

利害の食い違う関係でも、まずは、対等な立場での対話を持ち、お互いを理解していくことから信頼関係を深めていくことができます。

2. 社会的な正当性

多様なステークホルダーが参加することで、多様な意見を反映させることができ、社会的な正当性が得られ、市民からの理解も得やすくなります。

3. 全体最適の追求

単独の取組、もしくは2者間での対話では解決が難しい課題において、課題に関係する全てのステークホルダーで行動することで解決の可能が見出されることがあります。

また、社会には、ある主体の最適解が全体における最適解にならないことが多くあります。参加者全員が、全体のビジョンや課題を共有していくことで、各主体の役割分担が明確になり、全体最適を追い求めていくことが可能になります。

4. 主体的行動の促進

共通の課題を解決するために参加主体が自らできることを考えていくことで、各参加主体の主体的行動が促されます。

5. 学習する会議

社会課題が変化・複雑化していくなか、そうした課題に対応するためには、各主体が他のステークホルダーの考え方や社会全体の構造を理解し、社会全体の視野を持って、解決策を考えていくが必要になってきます。

マルチステークホルダー・プロセスでは、参加主体が、そうした他のステークホルダーの考え方など社会全体の視野を学んでいくことによって、社会問題解決能力を高め、会議自体が進化していくことが期待されます。」

インターネットガバナンスにかかわる日本在住の3名の研究者によって執筆された「日本のマルチステークホルダー・ガバナンスを強化するために」では、以下のように述べている。

NETmundial 会議はさらに、インターネットガバナンスにとって、マルチステークホルダーの仕組みを各国のレベルで創造・強化することが重要な課題である、なぜならこのレベルでこそインターネットガバナンスに関する多くの課題に対処すべきで、そのために求められる法的権威と経済的資源がもっとも容易に獲得できる場だからだということを明確にした。この会議の成果文書は、「マルチステークホルダー主義」には各国のITガバナンスの仕組みの本質やプロセスを再定義する可能性があるとの判断を示した。

MSHが機能するために

	<p>ICANN や IGF などの場での国際的なインターネットガバナンスのこれまでの実践からは、MSH モデルの重要性に加えて、インターネットコミュニティによる意思決定は、オープン性、透明性、説明責任、包括性、対等性、協働の原理に基づいて実行されるべきだとの合意が成立している。</p> <p>すなわち、MSH が有効に機能するためには、以下の原理が尊重され、実施されることが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>オープン性：利害関係をもつすべての当事者が自由に参加できること <input type="checkbox"/>透明性：すべての情報が公開されていること <input type="checkbox"/>説明責任：意思決定、実装について、責任主体による十分な説明がなされることが保証されていること <input type="checkbox"/>包括性：すべての主体の関与を可能とすること、そのための手段、アウトリーチなども重要となる。 <input type="checkbox"/>対等性：特定の当事者が優位にならないこと <input type="checkbox"/>協働の原理：異なる主体同士が相互に尊重し、共に協力して活動すること <p>今後、わが国のドメイン名などのインターネット資源の管理運用にあたって、これらの原理の有効性を理解し、実践していくことが求められる。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>日本ではこれまで、ドメイン名およびIPアドレスなど、インターネットの根幹を支える資源管理は、主として技術コミュニティと関連企業によって担われてきました。インターネットの黎明期からの多くの困難や激変する環境のなかでの、関係者の皆様のご苦労とご尽力、そしてその成果に対してあらためて深く敬意を表したいと思います。</p> <p>世界の流れはおおきく変わりつつあります。インターネットはいまや人類共通の文字通り一大社会基盤となり、そのガバナンスは地球社会全体の課題であり、希望するすべての当事者（ステークホルダー）の責任のある関与を可能とする制度の実現が急務となっています。これまで以上に「マルチステークホルダー・ガバナンス」の実装が重要となったのです。</p> <p>状況の変化を的確にとらえ、日本国内においても改革すべきは速やかに改革し、国際社会の</p>	<p>本報告書案において、ccTLD に関し、より一層の情報公開を求めている点や、マルチステークホルダープロセスの在り方を検討し、実装の準備を速やかに行う、と提言している点に対して賛成の御意見として承ります。</p>

合意に沿ったガバナンス体制を確立することは、立場を超えて私たちすべてに課せられた共通の責務ではないでしょうか。私どもは市民社会、学術研究コミュニティの一員として、多くの利用者、研究機関、研究者の皆さんとともに、そうした場づくりに積極参画する所存です。

1 総論 日本のドメイン名の運用管理・ガバナンスには、利点が多く、国際社会の主流となったマルチステークホルダー（MSH）方式の実装を

日本のドメイン名の運用管理・ガバナンスには、利点が多く、国際社会の主流となったマルチステークホルダー（MSH）方式の実装を 国際社会では、インターネットのグローバル・ガバナンスに関して、すべての利害当事者がオープンに参加する、いわゆる「マルチステークホルダー（以下「MSH」）」方式が主流となりつつあります。

私たちは、日本の国別ドメイン名「.jp」の管理運用に際して、MSH方式のガバナンスには利点が多いと考え、利用者（個人・組織とも）を中心としたMSH方式の実装を進めるべきと考えます。

国内でMSH方式の実装を進め、それを基盤として、国際社会におけるインターネット・ガバナンスの推進議論により積極的に参画することこそが、日本が国際社会におけるサイバースペースをめぐる議論の場での発言力を高め、影響力の増大に寄与できる基盤となります。

日本でこれまで、国別ドメイン名「.jp」の管理運用は、MSH方式ではなく、限定的な形で進められてきました。国際社会の議論に対しても、限られた人々の参加にとどまってきました。情報通信審議会による今回の審議は、そうした現状をおおきく変える絶好の機会を提供するものです。

現在の報告書（案）では、MSH方式について十分に掘り下げられてはいません。この点について、以下の「各論 あるべき体制について」で具体的な提案を述べます。貴審議会におかれましては、この意見募集を経て、今後政策部会、審議会と審議を経るなかで、MSH方式とその実装方法についてさらに議論を深められ、その実現に向かう道筋がより明確に示されることを強く希望します。

以下はこの意見、提案の背景をなす事実です。

国際社会におけるMSHの実装

インターネットガバナンスに関連する国際社会でのマルチステークホルダーでの取組みは、以下のように実現されてきました。

ドメイン名、IPアドレスなどを管理する国際組織、ICANNでは、1998年の設立以来、MSH方式の実装が行われ、成果をあげています。ICANNは、各ステークホルダーに開かれた組織として様々な努力を重ね、意思決定、ポリシー策定などに、レジストリー、レジストラー、技術コミュニティはもとより、個人利用者、企業利用者、非営利組織など多くの主体が幅広く参集する制度を工夫し、各国政府も重要な構成員として参画し、コンセンサスづくりを進めてきました。

国連では、2003年と2005年に開催された世界情報社会サミット（WSIS）と、その結果設立されたインターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）において、侃々諤々の議論を通して、政府、市民社会、産業界、技術コミュニティなどが対等に参加するMSH方式での運用が定着しています。環境は開発問題などの会議でも、MSH方式は広く実践されています。

さらに、本年4月にブラジル政府とICANNが共同して開催したNETmundial会議は、90カ国以上の政府代表をはじめ、各セクターから計1200名という多数のステークホルダーの参加を得て文字通りのMSH会合を実現し、わずか2日間の会議で、インターネットガバナンスにおける原理とロードマップについての合意文書を取りまとめることに成功しました。3 そこには、他の課題とともに、各国内におけるインターネットガバナンスに、MSHの実装を推進することの必要性が明記されています。

3 異なるステークホルダーによる「対話の場」として出発したIGFには、「目に見える成果を出していない」との批判が根強い。NETmundialはこうした声を意識し、オンラインでの意見採択など、短期間で一定の合意文書を取りまとめる様々なツールを採用し、とかく非効率とされるMSH方式でも工夫次第で生産的に作業し、合意できることを実証した。

国内のガバナンス体制は、諸外国の現状からは明らかに遅れている
報告書（案）第2章「諸外国のDNSと管理・運営体制の現状」が示すように、多くの国では国別トップレベルドメイン名（ccTLD）の運用管理、ガバナンスには、政府と利用者を含む民間組織が連携して関与する体制が主流となっています。この点、日本は運用者である営利企業が運用および主なポリシー、価格などの主要事項を専決的に決定できる体制となっており、一般の利

用者・企業などがその意思決定プロセスに関与できる余地はありません。

公共性の確保の面で、日本政府は形式的な「追認」と「監視」、すなわち法的根拠をもたず、実質的な関与が十分できない状況が続き、国際水準と比べて明らかに遅れをとっています。現在、ccTLDの管理運用に政府、市民社会、企業などが対等の立場で積極関与できるMSH方式をフルに実装しているのはブラジル、米国などで、日本ははるかに及びません。米国ではセキュリティ、個人情報保護など、サイバースペースに関する政策課題については、MSH方式で広くステークホルダーの意見を反映させることが基本政策となっています。ブラジルでは、本年4月、前述のNETmundial 会議の最中に、インターネットにおける人権を定めた憲章、「Marco de Civil」が、MSH方式での全国的な討論を経て、上下院で承認され、法制度として成立しました。日本国内の状況は、明らかに遅れをとっています。日本の国内のccTLDをはじめとするインターネットの資源管理体制は、いまや大きな改革が必要な時期に直面しています。

2 各論 今後のあるべき体制について

以下、主として報告書（案）「第4章 我が国のDNSの管理・運営体制における論点の考え方と方策」について、具体的な意見と提案を記します。ただし、報告書（案）には記載されていない点、欠落部分についての意見や提案もあわせて記します。下線部が主な意見、提案です。

2.1 日本におけるMSH方式の実装：以下3点の実現を日本におけるccTLDの運用管理体制には、とくに以下の3点の実現が求められます。

- ・運用者は、信頼される運用体制を維持管理し、経営内容を含む運用状況について十分な情報開示を行うこと
 - ・インターネットの利用者や事業者は、個人・企業・組織のいずれもが、たしかな情報をもとに自由に意見を述べ、それが反映されることを可能とすること
 - ・政府は安定した運用などの公共性の確保に責任をもって関与し、MSHの実装を保障すること
- マルチステークホルダー方式でのガバナンスとは、まさに上記を可能にすることであり、その実装が求められます。

2.2 国の関与のあり方：より責任をもった関与をなすべき

国は、以下に述べる理由から、従来以上におおきく責任をもった関与をなすべきと考えます。経済活動一般においては、国の関与は最小限にとどめ、民間市場における自由競争を極力推進することが、経済および社会発展の大原則と考えられます。私どもも、当然この考え方を支持します。

20世紀後半には、通信や交通、電力などそれまで独占企業体が提供していた各種の社会インフラ事業も、各国で「民営化」が進み、民間企業がそうした事業を運用する体制が国際的に広く普及しました。その意味で、一般論としては、インターネットを支える資源の一つ、ccTLDにおいても、株式会社を含む民間組織が運用することは、有力な選択肢と考えられます。

しかし、インフラ事業の民営化は、競争環境の推進・整備と一体で進められ、独占事業の場合には法律に基づいて一定の規制を受けることが一般的に許容され、今日に至っています。市場の競争が存在する場合であっても、公共性を確保し、「市場の失敗」などに対処するためには、法律による規律を含む最小限の規制、国の介入は許容されます。

インターネットのドメイン名やIPアドレスなど、根幹資源の管理・運用は、グローバルな一意性の確保が必要であり、そのために必然的に一定の独占体制を必要とします。「インターネット前提社会」といわれるほど社会全体のインターネットへの依存度が高まった現在、国別TLDはとくに独占性が高く、競争が成立しないことから、公共性を確保するために、本来、以下のいずれかの制度を適用すべきと考えられます。

- A. 国の機関による直接運用
- B. 運用状況の監督は国が行い、各種のルールやポリシーの策定および技術面の運用は、期限付きで民間組織を公募・選定して業務委託する
- C. 各種のルールやポリシーの策定、運用状況の監督は、国・民間主体が共同・連携するマルチステークホルダー方式で行い、技術面の運用は、期限付きで民間組織を公募・選定して業務委託する

いずれの制度でも、信頼性の確保、セキュリティ面でのいわゆる「ラスト・リゾート」は、国が法律に基づき最終的な法的責任を執行できる体制である必要があると考えられます。また、ルールやポリシーの策定には、個人や企業などの利用者、関係事業者がオープンに参加し、意思決定プロセスに参加できる体制が求められます。

現行の体制は、ルールや料金を含むポリシーの決定と運用は株式会社（JPRS）が行い、公共性の確保についての「監視」は一義的には民間非営利機関（JPNIC）が行なうという体制で、国はそのいずれにも直接関与できず、強制力を伴う法的権限・責任がまったく存在しないという弱点があり、抜本改革が必要と考えます。

- ・ 国の責任を含むMSH方式のガバナンス体制について、法律で明確化すること

日本におけるドメイン名政策の根幹を定める必要があると考えます。そのためには、わが国の情報社会に関する政策の基本方針を定めた「高度情報ネットワーク社会形成基本法」第7条の、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、「民間が主導的役割を担うことを原則とし」という表現を、「マルチステークホルダー方式（あるいは）官民連携を原則とし」と改正することを提案します。

具体的なドメイン名政策としては、以下のように新たな制度を整備することを提案します。

- ・ 電気通信事業法に、国内における国別ドメイン名やIPアドレスなどインターネットの基幹資源の運用管理業務については、「公共性の確保について国が最終責任をもつ」と明記する
- ・ それらの基本的なルールとポリシーの策定および監督については、マルチステークホルダー方式、すなわち国と民間との連携による協力体制において担うものとする
- ・ 技術的な運用主体は、民間組織、非営利法人ないし公益法人を選定・委託するものとする

（多摩大学情報社会学研究所）

7 その他の意見

その他		
	<p>ルールやポリシーの決定や監督と、運用とは分離すべき</p> <p>多くの国で実装されているように、ccTLD運用の総合的なルールやポリシーの決定および監督と、技術的な意味での運用とは、同一主体ではなく別々の組織が担うべきであり、それらの機能を明確に、構造的に分離することを提案します。そうしなければ、健全なガバナンスは実現できないと考えられます。</p> <p>すなわち、運用者とは異なる主体が、利用者、企業、事業者、政府などが対等に参加するMSH方式のガバナンスシステムを実践し、必要なポリシーやルール、運用基準などを定め、運用者は入札などの方法によって選定され、必要があれば他の組織と交代できる構造にすべきと考えます。</p> <p>技術的な運用は民間組織が担うとしても、「.jp」の運用ポリシー、利用料金や各種のルールは、当該運用組織自体が決めるべきではなく、独立した機関が広く公開する意思決定枠組に沿って決定すべきと考えます。希望する主体が意思決定プロセスに自由に参加できることは、MSH方式の原則であり、インターネットコミュニティにおいても、「オープン性の確保」として、ICANN、IETF、RIRなどを含めて広く実践されてきているものです。</p> <p>なお、こうしたガバナンスシステム全体の運用経費は、受益者負担の原則に則り、ドメイン名登録料金の収益の一部を充当することで、十分まかなえるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(多摩大学情報社会学研究所)</p>	<p>ccTLDのポリシーの決定と運用の体制については様々な意見があり、御提案は貴重な御意見として承ります。</p> <p>また、更新制については、信頼性の確保のための手段として御提案されたものと理解しておりますが、信頼性確保について本委員会で検討した結果、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府とJPRSとの契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>
P17	<p>確かにシステム的には任意の「一の者」にはなるが、例えば電力の「送電分離」のように、機能または構造分離をすることで別途競争原理を持ち込むことが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>更新制については、信頼性の確保のための手段として御提案されたものと理解しておりますが、信頼性確保について本委員会で検討した結果、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府とJPRSとの契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるもの</p>

	<p>DNS のシステム上の問題点とガバナンス、ルール設定 DNS にはセキュリティについて、重大な欠陥が指摘されています。3. で後述するように国際的な協調も必要なことですが、こうした問題へ迅速に対応できるはずなのが「民間の活力」として期待されることであるのに、成功裏に対応できているとは言えない状況です。2008年の論文で指摘されていることを6年近く放置しているのは理解し難いところですが、民間活力のみに期待できない場合、国が適切な対応をするよう促し、また援助することも必要ではないかと考えます。</p> <p>他にも、JP ドメインに存在する問題として、「ac.jp」「go.jp」などのドメイン名の親子同居問題などがあります。例として、報告書（案）の5ページではDNSに関する説明の例示が「soumu.go.jp」とされているところ、階層構造についての解説がされている6ページでは「www.総務省.jp」とされているのは、この問題をよく理解されているからだと思えます[2]。</p> <p>また、都道府県別ドメイン名を導入した際にはセキュリティ上の問題が指摘されました。具体的には、産業総合研究所の高木浩光氏による公開書簡[3]が出されたり、徳丸浩氏によるWebブラウザへの影響調査[4]が行われたりしました。WebはDNSとは別のシステムではあり、Webブラウザの開発者は別の主体ではありますが、無視してインターネットが成り立つものでもありませんので、問題が明らかになった以上、迅速に何かしらのアクションを行うべきであったと思えます。</p> <p>以上のように、確かにJPRSの運用によりJPドメインの「信頼性が後退した事例」は無いのかもしれませんが、私見では運用に疑問を持たざるを得ない事があります。問題が実際には大きいのに、DNSの問題は技術的なので一般的に理解されていない、理解されにくい問題なのではないかと考えています。</p> <p>DNSが国民生活に不可欠である以上、現に存在し、あるいは今後も見つかるかもしれない不具合について、脆弱性の存在の認識から対応を国に報告し、あるいは国から改善を勧告できるようにするなどのルール設定が必要であると考えます。特にセキュリティ上の問題については、「マルチステークホルダープロセス」は、こうした問題に適しているとは考えられません。国民生活に責任のある国において指導・監督することができる根拠となる制度の整備が必要であると思えます。</p> <p>また、例えば「.com」のレジストリ契約について、ICANNとVeriSignは直近では2012年</p>	<p>と考えております。</p> <p>報告書案でも「民間主導とは全てを民間で行い、あらゆる面において政府の関与を否定するというものではなく、民間の活動を政府が支援するなど、民間と政府との間での連携・協力関係に基づいたものを意味している。」と記載しているとおり、政府と民間との連携・協力が重要であり、セキュリティ面においても官民で連携することが重要と考えます。</p> <p>また、更新制については、信頼性の確保のための手段として御提案されたものと理解しておりますが、信頼性確保について本委員会で検討した結果、「利害関係者や民間主導による目標・基準の設定」「政府とJPRSとの契約による規律」「法律による規律」のそれぞれにメリット・デメリットがある旨を記載しており、今後、政府において適切な規律の在り方について検討されるものと考えております。</p>
--	---	---

	<p>に契約を更新しており、これは2018年に期限切れとなります。このように、一定の継続性は重要ですが、JPドメインの運営について定期的な契約更改を行い、そのタイミングで時宜に合わせた再評価を行うべきであると考えます。また、後述しますが、JPドメインの運用に関するレジストリの適切なカウンターパートはどのような組織であるべきかということは、慎重に検討する必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
P27	<ul style="list-style-type: none"> ・ JPNIC と国が協議を行い、必要な場合にのみ再移管を行う、という現在の仕組みは妥当である。 ・ 定期的な公募などの仕組みも考えられるが、事業者の変更は信頼性・安定性を第一とするサービスにおいて大きなリスクを伴う。また、頻繁な事業者変更はレジストラや登録者に対する混乱ともなるため、問題がない限りはレジストリを同一事業者が継続することが望ましい。 <p style="text-align: right;">(株式会社ASJ)</p>	本報告書案に賛成の御意見として承ります。
	<p><input type="checkbox"/>ドメインのレジストリのガバナンスで最も大切なことは、業界中立性である。JPRS は .jp のレジストリとして指定事業者に対する中立的立場を堅持しており、10年以上の実績は指定事業者としても信頼している。これは JPRS が非公開会社であり、筆頭株主がやはり中立的な公益法人である JPNIC であることが大きい。</p> <p><input type="checkbox"/>一方で、.tokyo は GMO の子会社がレジストリであるが、GMO のグループ戦略の一部に組み込まれてしまっている。AKB48 を使ったテレビ CM など、GMO 本社による大々的なプロモーションが展開されているが、.tokyo は GMO のグループ会社が採算度外視の920円で販売しており、GMO から仕入れる立場の他事業者には真似ができない。レジストリが自社グループ会社と他社を差別的に扱っている典型的な例であり、特定資本支配の弊害が出ている。</p> <p><input type="checkbox"/>JPRS の中立性を保つためには、株式の公開を行わせないことが肝要である。株式を公開すると、誰でも JPRS 株を買うことができるようになってしまい、特定資本支配につながる。外国資本だけでなく、国内でも買収戦略を取っている GMO やソフトバンクにより買収されるようなことは避けなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/>政府が JPRS や GMO の株式を保有してガバナンスを利かせるというのは一考に値すると思う。</p> <p><input type="checkbox"/>JPRS に有価証券報告書を作らせるという記述があるが、これは JPRS に株式上場の口実を与</p>	<p>政府が株式を取得し、議決権を得ることについては、慎重に検討すべきであると考えます。なお、有価証券報告書等の上場企業並みの情報開示をすることと、上場することとは直接関係しないと考えます。</p>

	<p>えることになるため、情報開示を広げさせるとしても電気通信事業法など異なる形でのリファレンスを用いた方がよい。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>「国はインターネットとドメイン名についてより教育を推進し、国際的な協調を促すべきです」</p> <p>JPNIC・JPRSの主張によると、「JPドメインは安全」とのことですが、ドメイン名については国際的に規制が緩和され複雑になり、また検索エンジンの隆盛によりドメイン名の重要性は、相対的に低下しています。</p> <p>一方で、それでもDNSは利用しなければいけないのに、そのシステムに関する教育や啓蒙は行き渡っていないのが現状です。端的に言えば、Webブラウジングの際にはURLのドメイン名全体やTLSによる認証に注意するよう教育しなければならないのに、単にドメイン名が「.jp」で終われば安全というのは誤解を与えるメッセージになりかねません。例えば、スマートフォンによるWebブラウジングではリンク先のURLを確認することが難しいことなども考慮すべきです。</p> <p>1,000以上のgTLDが新たに登録され、中には「.tokyo」「.nagoya」など日本の地名など、普通の国民として考えれば、当然日本国民共有の知的財産権であると考えべきドメイン名がICANNによりレジストリの決定が行われています。農作物の種苗権や、地名ベースのブランドに関する商標権について日本の近隣諸国で発生した事案で問題とされたことがドメイン名では問題にされないのは、やはりDNSに関する理解が不足しているからであると考えます。</p> <p>インターネットを、平均的な国民が安全に利用できるよう、教育も含めてシステムを全体的に設計すべきです。理念的に「教育は重要」と言うだけでなく、具体的な施策の設計と推進が求められます。</p> <p>また、プロトコルとして安全なDNS（ただし、DNSSECは解ではないと思います[6]）を担保することは世界的な課題であると考えます。セキュリティと利便性のバランスを考える時代はもう終わっており、セキュリティが確保できていないところでインターネットを利用してはいけなを考えています。そこで、研究開発予算の確保や技術の国際的標準化、広報などで国の果たす役割は大きいと考えています。</p> <p>国際的なネットワークにおいて、JPドメインの品質を向上させることも重要ですが、プロト</p>	<p>本報告書案においても、民間主導を原則としつつ、政府の役割があることを明記しており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>コルとしてのドメイン名システムを改善することを国際的な取り組みとして責任のある取り組みが求められています。JPRS や JPNIC が最終的な責任を負うべきとは考えられませんので、民間活力を基本としながらも、国の適切な関与が求められると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>レジストラの品質確保（品質の定量化、見える化）などの論点もありますが、スピードが要求される分野では民間による自由競争・自主規制・自律的な運用を基本とすべきです。レジストラとレジストリ、レジストリと JPNIC、JPNIC と総務省というように、常に適切なカウンターパートによるチェックと安全性の担保、サービスの向上が図られるよう促すことが重要であり、国の関与が重要なのはその制度設計であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本報告書案でも民間の活力がなくなるということが原則であることを提言しており、本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>I. 総論</p> <p>1. ドメイン名ガバナンスに対する国の関与に限定的に賛成します</p> <p>理由：インターネットが自律分散協調のネットワークであるという定義は崩れ去っています。品質の評価が出来ない利用者と劣悪な品質のサービスによって、ドメイン名と DNS サービスの市場は完全にレモンマーケット化しています。従来体制はその改善を行うことが出来ませんでした。</p> <p>(レモンマーケット:商品やサービスの品質を買い手が確認できず不良品ばかりが流通してしまう市場)</p> <p>2. 国の関与は限定的であるべきと考えます</p> <p>理由：自律を失っているからといって国による他律に依存してしまっはいよいよインターネットは崩壊します。例えば極論ですが医療制度のように技術や技術を扱える人を許認可によって限定してしまうといったことは避けなければなりません。</p> <p>国に求められているものは自律と協調が成立する枠組みや利用者が容易に用いることのできる評価基準を市場にもたすことであると考えます。また、善意の利用者に不利益をもたらすサービスや悪意ある人々に対する制約は必要だと考えます。</p> <hr/> <p>II. 劣悪な品質とは</p> <p>JPRS の努力によって「JP」自体の技術的な水準は他の TLD と比較すると高いといえるでし</p>	<p>本報告書案では国の関与が必要な旨を提言しており、本報告書への賛成の御意見として承ります。</p> <p>本報告書案では、民間主導を基本としつつ、規律を課す場合にも必要最小限であるべき、としているところであり、本報告書への賛成の御意見として承ります。</p>

よう。しかしガバナンスの面に起因して JP の SLD 以下のサブドメインの運用状況はインターネット全体と同様に劣悪な状況だと言えます。

具体的な問題点としては以下の例があげられます。一部の詳細は III に記載します。

- 1) 深刻なキャッシュポイズニング手法の存在に対する不作為 (III に詳細)
- 2) 共用 DNS サービスの脆弱性に関する不作為 (III に詳細)
- 3) ハイジャックの危険性もある lame delegation が頻繁に発生 (消防庁でも 2005 年に未遂が発生)
- 4) セキュリティや必要性に疑問が呈されている中で、JPRS が日本語ドメイン名や都道府県型 JP ドメイン名などを次々投入 (JPRS)
- 5) レジストラ (指定事業者) たちの監督が不十分なため以下のような問題が発生
 - トップシェアの指定事業者が登録者のドメイン名をハイジャック (NS を自社のものに変更)
 - 架空の会社、連絡先によるドメイン名登録 (whois)
- 6) リスクを十分に説明しないまま、技術的に問題のある DNSSEC を新しいマーケットとして推進 (JPRS)
- 7) 必要性を説明できないまま逆引きへの DNSSEC 導入を検討中 (JPNIC)
- 8) 業者が技術的に間違った説明で利用者を誤魔化すことが日常化
http://www.e-ontap.com/dns/propagation/hosting_faq.html
- 9) 放置された不良な家庭用ルータを踏み台とした攻撃が日常化

III. JPRS (株式会社日本レジストリサービス) の不作為と、それを容認している JPNIC (一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター) に日本のドメイン名ガバナンスを任せ続けることの問題点

彼らは II に記載したような不健全で脆弱な市場を放置してきています。そのうちの 2 例について以下に詳細を記します。

例 1 深刻なキャッシュポイズニング手法の存在に対する不作為

本報告書案では、DNS をインターネット上で円滑に動かすため、JPRS や JPNIC のみではなく、DNS の関係事業者のグローバルな活動等への積極的な取組みを強く求めているところであり、本報告書への賛成の御意見として承ります。

深刻なキャッシュポイズニング手法の存在が明らかになっていますが、十分な注意喚起がなされないまま以下のような状況になっています。

*2月 前野年紀氏と鈴木が JP 全体にも影響のある深刻なキャッシュポイズニングの存在を確認し JPRS へ通知した。

*3月16日 C0.JP など JP ゾーン内の多くのゾーンの分かれていないサブドメイン名に JPRS が毒入れ対策の TXT レコードを付加した。

*4月15日 JPRS より「キャッシュポイズニング攻撃の危険性増加に関する緊急の注意喚起の掲載について」というアナウンスがなされた。

**4月15日 なぜ注意が必要なのか、対応はキャッシュサーバだけでよいのか、C0.JP などに3月に付け加えられた謎の TXT レコードについて関連性を質問したが回答はなされなかった。このため同日、ウェブに解説を掲載 <http://www.e-ontap.com/dns/endofdns.html> し公開理由をブログに記載した。<http://www.e-ontap.com/blog/20140415.html>

*** 脆弱性が公開されて危険な状態になっているにも関わらず、7月17日の JANOG 24 で多少の解説と弁明をしたものの、その際壇上から約束したはずの解説文書と注意喚起のアナウンスは今日まで未だなされていない。

*4月30日 JPRS より技術資料「キャッシュポイズニング攻撃対策：キャッシュ DNS サーバー運用者向け-基本対策編」

*5月30日 JPRS より技術資料「キャッシュポイズニング攻撃対策：権威 DNS サーバー運用者向け-基本対策編」が公表された。

** いずれもどのような攻撃への対策であるかの説明がなく危機感を持つことができない。説明を求めるも無視されたままである。またこのお知らせで約束された以下の資料は未発行である。

- キャッシュ DNS サーバー運用者向け-応用対策編

(2014年5月公開予定)

- 権威 DNS サーバー運用者向け-応用対策編

(2014年5月公開予定)

*6月9日 JPRS より「DNS.JP ゾーンの收容変更について」が発表された。

**6月11日 上記文書に記載された「さらなる安定運用実現のため」とはどのようなことを質問した。

***再三の催促も無視したまま未だ回答なし。

*6月24日 有志が「CO. JP への TXT 追加の謎」という解説文書を公開した。

**6月25日 これを受けて、内緒にするのではなく問題を広く議論しようと呼びかけた。

***JPRS はまたしてもこれを無視した。

また、電子通信情報学会/情報処理学会合同研究会において6月5日に鈴木が、9月12日には JPRS 藤原氏が詳しい解説を行ったにも関わらず、JPRS は未だに解説と注意喚起の広報を躊躇している状態です。

さらに言えば、この脆弱性は2008年に B. Mueller 氏が論文に記したことの再考察であり、6年間も十分な解説と注意喚起がなされないまま放置されてきたものです。

この放置が責任ある団体の情報収集あるいは解析能力の不足によるものなのか、隠蔽によるものかは不明ではありますが（責任ある団体というものが存在しなかったとみることもできます）、長らく十分な警戒を怠ったままになってしまっていたことは事実です。（そして現在も）専門家と悪意ある人々には容易に情報が入手可能な状態にも関わらず、一般の多くの DNS 利用者、管理者たちに JP の健全性の責務を追った JPRS が注意喚起を行わないというのはセキュリティの常識から考えると好ましいことではありません。

JPRS の態度からは DNS が危険な状態にあることを社会に広く知られたくないという意図までを感じ取ることができます。いくら不都合な真実であっても隠蔽によって守られる安全はありません。JPRS と、彼らを監督する責任ある立場にありながらそれを容認している JPNIC に日本のドメイン名ガバナンスをまかせておくことは好ましいことではないと考える次第であります。

例2 共用 DNS サービスの脆弱性に関する不作為

DNS コンテンツサーバを共用すること、そしてさらにそれを共用のキャッシュサーバと兼用することの重大な

危険性について前野年紀氏や鈴木から指摘を受けた JPRS が 2年前に以下の警告を行って

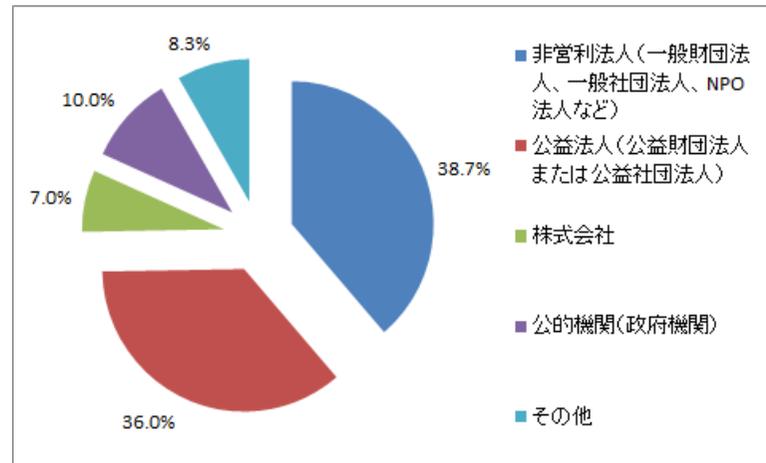
	<p>います。</p> <p>* 2012/06/22 サービス運用上の問題に起因するドメイン名ハイジャックの危険性について http://jprs.jp/tech/security/2012-06-22-shared-authoritative-dns-server.html</p> <p>* 2012-07-04 権威/キャッシュ DNS サーバーの兼用による DNS ポイズニングの危険性について http://jprs.jp/tech/security/2012-07-04-risk-of-auth-and-recurse.html</p> <p>こうした警告にも関わらず、未だに危険なサービスを継続運用している事業者がいくつも存在しています。また知らずして危険な運用を行っている一般サイトも多く存在していることでしょう。</p> <p>こうした状況を許しているのは JPRS や JPNIC は業界の監督責任、一般サイトへの啓蒙義務までは背負っていないからだと考えるのが合理的でしょう。「JP ドメイン名の健全性」に含まれるのは JP だけであって、*.JP は含まれず、あくまで JP のレジストリシステムだけであると解釈されているものと思われます。JPRS にしてみれば自らの利益にならない活動に対して余計なコストをかけるのは株式会社として背任的な行為にすらなりえるかもしれません。</p> <p>こうした状況を鑑み、JPRS や JPNIC だけにまかせない枠組みで、日本におけるドメイン名および DNS の健全性を制御できる制度設計をすることが必要であると考え次第であります。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>ccTLD のあり方について、原理原則論からの議論を</p> <p>ともすれば現状追認から議論が始められるため、そもそも ccTLD とは日本国民にとってどういう存在であるのかと言った議論から始める必要があるのではないか。高い公共性・公益性があることは周知であるが、具体的にどういう「モノ」であるのか(例えば電話番号や地名との比較)と言った議論があまりされていないと思われる。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>P 2 1, 2 2</p>	<p>「第5あるいは第1の論点」として。ccTLD である「.jp」および「.日本」をどういうものとして位置づけるかの議論を行う必要性があるのではないか。「公益性・公共性」が高いことは</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

	<p>周知であるが、果たして「公共財」であるのか、私人の知的財産であるのか、結論が出なくとも一定の方向性を出すことで今後の議論が行いやすくなるのではないか。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
	<p>インターネットはその起源は米国防省だが基本的に民間主導で開発し普及してきた そこに今更 政府が介入する意味はないし特にドメイン管理については事例で紹介されているように 政府は追認程度が主流である</p> <p>P. 26 関係者である政府からもドメイン名諮問委員会にメンバーを選定することが望ましい とあるように政府の権益を増そうという動きである 上記部分は削除し 代わりに ユーザー 消費者を追加すべきである このような議論自体が無意味であることをわきまえるべきである</p> <p>(個人)</p>	<p>民間主導の運営・発展が継続されることが重要と考えますが、民間の活動を政府が支援するなど、民間と政府との間での連携・協力関係は必要と考えます。</p> <p>また、より幅広く外部の意見を聴取するという観点や客観性を今より確保するという観点から、ステークホルダーの一つである政府がJPドメイン名諮問委員会に入ることは適切と考えます。</p>
P 2 1	<p>根拠の私人間契約については、歴史的経緯から成り立っていること、国として全く監視していないということと考える。ゆえに、管理・運営体制についての検討は必要だが、立法ありきでの検討ではないことを望む。</p> <p>(個人)</p>	<p>立法ありきではなく、委員会において予断を持たず議論したところです。</p>
P 2 9	<p>結論として立法ありきでの検討と見える。そもそものJPRSの成り立ちから考慮するに、「目標・基準」の設定でよいのではないか。そもそもインフラストラクチャーとは、公共の福祉のための施設であり、民間事業として成立しにくいために、政府などが管理を行う基盤である。新たな癒着や利益誘導が発生することを危惧している。</p> <p>(個人)</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録を読む限り、委員会やWGでは委員が好き勝手に発言し、何もまとまらない状態の中で、事務局である総務省が報告書案を勝手に作って承認させたという、相変わらずの政府御用委員会という印象である。 ・ 沢田委員と森委員の発言が目立つが、事前に総務省からの発言要請があったとしか思えない総務省寄りの発言である。 ・ 9月の報道では、法律を作るという路線が報道されており、総務省のやりたいことは最初から決まっていたのではないか。 	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな規制法を作る、ということは、その業界に政府の天下りを受け入れさせることに繋がる。JPRSやGMOなどが天下りを受け入れれば、インターネット利用者がそのコストを負担することになる。 ・総務省が作ることになっているガバナンス議論の場というものも、マルチステークホルダーという流行り言葉で色を薄めてはいるが、新たな団体組織を作ることになって、総務省の天下り先になると思われる。 ・法律規制と天下りは旧態依然とした日本行政のやり口であり、今回の委員会の結論は到底受け入れられるものではない。 <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>「.jp」の運用主体：公益法人などの民間非営利組織が運用すべき</p> <p>国の関与を含むMSH方式を採用する場合、「.jp」の運用主体はどうあるべきかについて、以下に述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「.jp」は、公益法人などの民間非営利組織が運用すべきである <p>本報告書（案）では、「.jp」を運用する主体については、現行の株式会社の継続を前提にしているように読めます。</p> <p>しかしながら、「.jp」はその高い公益性にかんがみ、また世界の一般的形態をみても、公的性格をもつ非営利法人、具体的には公益法人が運用すべきと考えます。</p> <p>そもそも「.jp」の管理運用システムとは、すべての日本人が共通して利用できることで便益を受けられる公共財、国民の共通財産であり、電話番号や電波の周波数帯、あるいは住所表示の管理運用システムとも類似の性格をもつと考えられ、しかも前述のように必然的に独占となる性質を帯びていることから、営利を目的とする企業が運用することには強い違和感を覚えます。</p> <p>「ドメイン名についてのアンケート」では、「本来「.jp」を運用すべき組織のあり方」という問いに対して、「株式会社」と回答したのは7%で、「非営利法人」38%、「公益法人」36%、公的機関が10%と、なんらかの形態での非営利組織と回答したのは計72%と、圧倒的に多い結果を示しました。「その他」は、「わからない(4)」、「とくにこだわらない(2)」、「国・政府でなければ良い(2)」などでした。</p>	<p>「.jp」の運用主体を公益法人にするべきとの提言については、「.jp」の運用は、その主体は株式会社であっても外部の意見を聞きつつ適切に行えるため、公益法人に限る必要は無いと考えます。</p>

これが一般の国民の健全な感覚でもあると考えられます。

図1 本来「.jp」を運用すべき組織のあり方 (N=230)



非営利法人（一般財団法人、一般社団法人、NPO法人など）	38.7%
公益法人（公益財団法人または公益社団法人）	36.0%
株式会社	7.0%
公的機関（政府機関）	10.0%
その他	8.3%

諸外国でも、報告書第2章が明確に示しているように、ccTLDの運用機関の大半は公的機関もしくは非営利組織であり、営利企業が運用している事例はきわめて稀で、主要国では米国と日本のみです。しかも、その米国では、政府は期限付きの入札で事業者を選定し、価格などについても第三者機関を介さず、直接監督しています。オーストラリアは政府と民間主体が共同で設立した民間協議体が基本ポリシーを決定し、事業者を入札で選定し、監督する仕組みとなっています。

日本のように、株式会社が運用し、財務などの経営情報はごく一部しか公開されず、政府は監督には実質的にはほとんど関与できず、権限も根拠もあいまいな「追認」と「監視」とされているのはきわめて異例であり、現状の体制を今後も継続することは、利用者、国民、社会全

	<p>体にとって健全なことではないと考えられます。</p> <p>これらのことから、委員会の報告書には、「.jp」の運用主体については、現在の株式会社ではなく、非営利法人もしくは公益法人などの民間組織が望ましいと明記すべきであります。今後、情報通信政策部会、情報通信審議会本体においては、この点について、大局的な見地から十分にご審議いただくことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">(多摩大学情報社会学研究所)</p>	
	<p>収益の用途について：社会的に意義ある目的に支出を</p> <p>今回の報告書（案）ではほとんど触れられていない点ですが、「.jp」の運用から発生する余剰金については、その用途について、合理的な範囲内で、利用者すなわち登録料の費用負担者などの意見が十分反映されるべきと考えます。現在、そのような仕組みはまったくありません。</p> <p>以下は、この点についてのより具体的な提案です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSH方式の実装を含め、広報、社会的に意義ある目的のものに支出すべき <p>社会の共通財産である「.jp」の運用からもたらされる収益は、本来社会的に意義のある事業に支出されるべきではないでしょうか。現在、日本でもインターネット、とくにドメイン名などに関連する社会的な課題は山積しています。セキュリティ、スパムなど各種のトラブルには、ドメイン名やIPアドレスにかかわるものも少なくありません。また、国内で今後MSH方式を実装するためのコストや、インターネットガバナンスに関する国際的な議論に参加するための、日本におけるMSHの場の形成にも相応の費用が必要であり、たとえ一部であっても、ドメイン名の運用がもたらす収益で充当すべきと考えます。</p> <p>国民の共通財産といえる「.jp」の運用事業から私企業が利益を上げること自体が、公共性にそぐわないものといえます。百歩譲ったとしても、必要経費を差し引いた収益は、公益性をもった事業に限定して使われるべきであり、もとより完全な情報公開が求められると考えます。</p> <p>国際的な議論への日本からの参加は、言葉の問題や費用がかかることから、支援策が必要です。そうでなければ、研究者や市民社会など、MSHを支える大事な主体の参加は困難であり、ごく限られた人のみの参加となってしまいます。そうした場に参加できる若い世代を育てること、人材の育成は急務です。なお、そうした活動への資金支援を行う場合は、独立した第三者機関</p>	<p>JPRSの支出については基本的にはその経営判断により行われることが適当と考えます。</p>

	<p>によって、透明な基準に基づいて対象となるプログラムを選定する必要と考えられます。</p> <p>この点、英国のccTLDであるノミネットが、ドメイン名による収益の全額を独立財団に継続して基金を拠出していることはよい参考になると思います。ccTLDではありませんが、アジア全体の共有地域ドメインである「.asia」も、社会性の高い事業に資金を拠出してきました。</p> <p>すなわち、IGFなどインターネット関連の各種国際会議に継続して大学生を派遣するなど、次世代若手の育成に注力し、さらにアジアの途上国のデジタルデバインド解消などのプロジェクトにも資金を提供しています。同様の社会的な貢献活動は、Information Society Innovation Fund (ISIF) Asia という基金がIPアドレスのアジアにおける地域管理機関であるAPNICを中心に設立・運用され、ICANN、ISOC、APIA、.Asia などが出資パートナーとして協力して、途上国へのインターネットの普及支援、人材育成などのプログラムを支援しています。</p> <p>これまで、JPRSは、とくに年末になると、全国紙やテレビ媒体などに、意図が不明確な広告キャンペーンを大量に展開・出稿してきました。そのような膨大な経費がかかると想定される商業的支出は削減すべきであって、より必要度が高く、公共性の高い支出に振り向ける必要があると考えられます。残念ながら、JPRSや公共性について監督組織であるJPNICにおいては、そうした社会性のある支出、あるいは社会的責任をどう果たすかという点について、積極的な問題意識が発揮されているという印象はほとんど受けません。</p> <p>1990年代当時、日本のインターネットの普及・発展の中核を支えた人々は、アジア途上国におけるインターネットの普及のためにも、人的・金銭的な支援を含む様々な努力を払ってきました。いまやそうした動きはほとんどみられません。「.jp」の運用益の一部がそうした形で支出されることは、戦略的な観点からみれば、日本の国益に十分合致すると考えられます。この点からも、「.jp」の運用主体は、私企業ではなく、公益法人ないし非営利組織に委ねるべきで、その収益は公益目的に限って支出されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
P 3 2	<p>【意見】</p> <p>DNS による名前解決はインターネットのみならず、NTT のフレッツ網や宅内、社内網などの閉域網でも独自の名前空間を用いて利用されている。利用者の端末からはその名前空間がインターネットのドメイン名か閉域網のものなのか判別がつかないため、インターネットのみならず DNS や名前解決に関わる様々な機器やサービスについて検討することが望ましいと考える。</p>	<p>本報告書案では DNS に対する規律を考える際は利用動向に注意して具体化すべきことを提言しており、ご指摘の点については、この点に関する貴重な御意見として承ります。</p>

	(個人)	
P 3 2	<p>【意見】</p> <p>一部の国や事業者においてはその利用者向けのアクセス制御のために網内で DNS 応答の書き換えや遮断等を行っている。これら事業者からインターネットの接続性を調達すると、同様にアクセス制御の対象となってしまった事例が報告されている。この様な国内外の通信仲介者の関与による信頼性の毀損についても検討する事が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	貴重な御意見として承ります。
P 3 5、3 6	<p>「DNS の管理・運營業務を、電気通信事業法の体系の中で改めて位置付けるのか否か等については、政府において適当な方法が検討されるべきと考える」(p. 3 5) や、「DNS サーバー（ママ）という設備に着目して、当該設備を有している事業者全てに、新たな規律を課すことも考えられる」(p. 3 6) といった表記については、本案制作担当者の正気を疑わざるを得ない。少なくとも、DNS にまつわる用語の整理が満足に行っていないことは強く批判したい。DNS サーバの構築や運用と、ドメインネームの管理とを切り離せていない当該個所の書き振りは大変に問題である。DNS が現在においては「基盤的技術」に見えたとしても、実装としての DNS は OSI 第 7 層のアプリケーションプロトコルの一つに過ぎない。gTLD や ccTLD などが一元的な管理を要することと、DNS サーバという OSI 第 7 層のアプリケーションプロトコルの利用について法の規制を課すという話とは、全く次元の違う問題であり、もし後者を行うとすれば極めて抑圧的な規制である。今日一般的なデーモンである httpd なり、あるいは P2P アプリケーションとしてサーバとしても振る舞う skype など、他の第 7 層のアプリケーションには一切規制を課さず、DNS だけを電気通信事業法の中に取り込んでいくという体制を正当化できるロジックは、少なくとも本報告書案では整理されていないし、可能とも思えない。DNS を始めとするアプリケーションプロトコルを用いたサービスを構築する自由は、事業者のみではなくありとあらゆる個人にも開かれているという点が、現在のインターネットにおける自由の根幹を支えている点を考えると、当該報告書案は、インターネット上でのサーバ運用やビジネス・表現の自由を奪おうと企図しているのではないかと邪推されても文句は言えないだろう。よって当該個所の前者については、「ドメインネーム管理事業を電気通信事業法の体系の中で改めて位置付けるのか否か等」とするべきであり、後者については全面的に削除するべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	貴重な御意見として承ります。

<p>P 2 7</p>	<p>【報告書案】 「インターネットの空間を一国の法律等によって規制しようとすることは、我が国のみならず、グローバルなインターネット上で起こる様々な人類の発展を阻害する。」(中略)等の意見が出された。</p> <p>【意見】 違法・有害情報や迷惑メール対策に関する法律など、インターネットを規制する法律は既に数多く日本国内で施行・運用されており、一定の効果を上げている。ドメイン名についてのみこのような状況になるとは考えられない。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>委員会中に出た意見の記載であり、提言ではございません。</p>
<p>P 1 7</p>	<p>JPRS は過去に「JP ダイレクト」というサービスでいわゆる直販(レジストラ業)も行っていたことを記載すべき。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>JPRS が JP ダイレクトというサービスを行っていたことは事実ですが、提言と関係が薄いため、記載は見送らせて頂きます。</p>
	<p>全体として、インターネットのグローバル性や、民間主導によって発展してきた経緯に配慮された報告書案となっていると考えます。また、これまでの JPRS の取り組みを高く評価していただいていることに感謝します。</p> <p>DNS はインターネットの重要な基盤のひとつであり、インターネットの社会的な重要性がより高まっている中で、政府の役割を含めて幅広い議論が行われたことは、今後の DNS 運用全体の安定性向上に寄与するものと期待しております。</p> <p>(株式会社日本レジストリサービス)</p>	<p>本報告書案に賛成の御意見として承ります。</p>

8 字句の修正提案

<p>目次</p>	<p>【報告書案】 第3章 我が国の DNS の管理・運営体制の現状と在り方 1 我が国の管理・運営体制 (2) . . . (2)我が国のレジストラの . . .</p> <p>【意見案】 (誤記訂正) ②我が国のレジストリの . . .</p> <p>(GMO インターネット株式会社)</p>	<p>御指摘のとおり訂正致します。</p>
<p>P 1 5</p>	<p>【報告書案】 ②ICANN とレジストリとの関係 (図8) ア ICANN と ccTLD との関係 イ ICANN と新 gTLD のレジストリとの関係 . . . の自治体の支援の文章を申請書に沿えることが . . .</p> <p>【意見】 (誤記訂正) の自治体の支援の文書を申請書に添えることが . . .</p> <p>(GMO インターネット株式会社)</p>	<p>御指摘のとおり、修正致します。</p>
<p>P 1 9</p>	<p>【報告書案】 DNS サーバーから送られてくる IP アドレスとホスト名の対応情報の信頼性を証明するセキュリティ拡張機能</p> <p>【意見】 DNSSEC は IP アドレスとドメイン名の対応情報のみならず、DNS サーバーから送られた応答の完全性を検証可能にするセキュリティ拡張機能であるため、記述の修正が必要だと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正致します。 「DNS サーバーから送られてくる IP アドレスとホスト名の対応情報の信頼性を証明するセキュリティ拡張機能」 → 「DNS サーバーから送られてくる IP アドレスとホスト名の対応情報の信頼性等を証明するセキュリティ拡張機能」</p>

<p>P 2 5</p>	<p>【報告書案】</p> <p>③不当な差別的取り扱いの禁止</p> <p>・ ・ JPNIC が運用する ADR を ・ ・</p> <p>【意見】</p> <p>JP ドメイン名の紛争を解決するための「JP ドメイン名に関する認定紛争処理機関」を意味するのであれば、それは、「日本知的財産仲裁センター」を意味するところ、その運用主体は JPNIC ではなく、「日本弁理士会と日本弁護士連合会の共同運用」であると思料されます。</p> <p>(GMOインターネット株式会社)</p>	<p>以下のとおり修正致します。</p> <p>「JPNIC が運用する ADR を用いて」→「日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同運用する ADR を用いて」</p>
<p>P 5</p>	<p>【報告書案】</p> <p>インターネットドメイン名とは、IP アドレスを人が扱いやすい形で表記したものの。</p> <p>【意見】</p> <p>ドメイン名は IP アドレスに限らず様々な資源情報を指し示すための識別子であり、IP アドレスの別名であるかの様な表現は誤解であるため、記述の修正が必要だと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>インターネットドメイン名を分かりやすく説明するため、左記の記述としております。</p>
<p>P 5</p>	<p>【報告書案】</p> <p>ドメイン名は、IP ネットワークにおいて個々のコンピュータを識別する名称の一部であり</p> <p>【意見】</p> <p>ドメイン名はコンピュータに限らず様々な資源情報を指し示すための識別子であり、このような表現は誤解であるため、記述の修正が必要だと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>インターネットドメイン名を分かりやすく説明するため、左記の記述としております。</p>
<p>P 1 7</p>	<p>【報告書案】</p> <p>ドメインネーム：IP アドレスを扱いやすくするため、文字列で表したものの</p> <p>【意見】</p> <p>ドメイン名は IP アドレスに限らず様々な資源情報を指し示すための識別子であり、IP アドレスの別名であるかの様な表現は誤解であるため、記述の修正が必要だと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>インターネットドメイン名を分かりやすく説明するため、左記の記述としております。</p>

P 7	<p>「インターネットの利用者とは、インターネットを日々利用する一般的なインターネット利用者のこと。日々の生活の中で、自分のメールアドレスや HP アドレスを、ISP 等を通して得る、他人のメールアドレスに向けてメールの送信する、HP アドレスをブラウザに入れ HP を閲覧する、等を行っている。」</p> <p>この記述には企業、団体などの利用は含まれず、あまりにも限定的な記載であり、また「専門用語」ではなく、「図 3」にも含まれていないので、削除することを提案します。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>この章ではレジストラ、レジストリ等との関係を説明しており、利用者を含め、それぞれの定義について明確な説明が必要であるため記載しております。</p>
P 15	<p>IANA 監督権限移管の議論に関する記述において、「米国政府が担っている役割を移管するための『グローバルなマルチステークホルダー・コミュニティ』についての提案を策定するため」とあります。</p> <p>コミュニティが現在検討し、最終的には NTIA に提案するものは、NTIA がその役割を終了した後の、IANA 機能に関する説明責任機構の計画ですが、現在の報告書案の表現では、コミュニティそのものについての提案をするかのように受け取られる恐れがあると考えられます。</p> <p>従って、例えば、以下のように書き換えられるほうが適切だと考えます。</p> <p>「米国政府が担っている役割を『グローバルなマルチステークホルダー・コミュニティ』に移管した後の説明責任体制についての提案を策定するため」</p> <p style="text-align: right;">(一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)</p>	<p>御指摘のとおり、修正致します。</p>
全体	<p>●【p.3】以下のように修正・追加することを提案します。</p> <p>「当時は複数の研究機関が参加する IANA (Internet Assigned Numbers Authority) 1 が、<u>米国政府からの研究委託により、ドメイン名、IP アドレスを管理していた。</u></p> <p><u>その後、ドメイン名管理の実務は、米国政府の入札により、NSI 社や SRI が受託し、資金的、法的に米国政府の関与が続いていた。</u></p> <p><u>1997年7月、インターネットの商用利用の増加を背景に、米国政府は電子商取引推進政策を発表し、ドメイン名管理の「国際化」と「民営化」を目標に、国内外から意見徴収を行い、いわゆる「グリーンペーパー」(1998年1月)および「ホワイトペーパー」(同5月)を公表し、国際的な当事者の合意を求め、ICANN 設立を導いた。」</u></p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のように修正致します。</p> <p>「1993年11月、株式会社インターネット・イニシアティブ (IIJ) が、日本の事業者として、我が国で初めてのインターネット接続サービスを開始した。」</p> <p>→「1993年11月、株式会社インターネット・イニシアティブ (IIJ) が、インターネット接続サービスを開始した。」</p>

●【p.3】「1993年11月、株式会社インターネット・イニシアティブ（IIJ）が、日本の事業者として、我が国で初めてのインターネット接続サービスを開始した。」

この記述は正確な事実とはいえず、かつドメイン名政策の課題とは関係が薄いため、削除することを提案します。

IIJは、当時の郵政省が国際回線＝特別2種の認可を与えなかったために、1993年11月に開始できたのは、国内のみ限定でのインターネット接続サービスでした。グローバルな接続サービスは、郵政省より特別2種の認可を得た後の、1994年2月からのことです。

日本で最初にグローバル接続が可能なサービスを実現したのは、「外資系」とされるが、日本企業も多く出資していたAT&T JENS社で、同社は1992年12月、主として法人対象の接続サービスを開始しています。

個人向けインターネット接続は、日米会話学院が母体となって設立されたTWICS社がAT&T JENS社のバックボーンサービスを利用して、1993年10月に開始しています。

●【p.4】「インターネットは民間主導で運営・発展がなされてきていることがわかる。」

以下のように追加修正することを提案します。

「インターネットは、米国政府などの関与を受けつつ、大きくは民間主導で運営・発展がなされてきていることがわかる。

●【p.11】「1 米国 現在は商務省と Neustar 社との間では委託契約が締結されており、当該委託契約では、契約解除、報告徴収・指導・助言等、重大事故時の政府関与、差別的取扱いの禁止、設備の維持に関する事項等について取決めがなされている。」

商務省の ccTLD 委託契約には、利用者から徴収する登録料金の改訂は事前に政府の承認が必要で、契約期限も明記されています。よって以下の追加修正を提案します。

「現在は商務省と Neustar 社との間では 最大7年の期限で委託契約が締結されており、当該委託契約では、登録料金、契約解除、報告徴収・指導・助言等、重大事故時の政府関与、差別的取扱いの禁止、設備の維持に関する事項等について取決めがなされている。

●【p.11】以下の記載の追加を提案します。

「その後、2002年2月、JPRS-ICANN間で ccTLD スポンサー契約が締結されたことにより、JPRSがJPドメイン名のスポンサ組織として承認され、これを受けて、同年4月にJPNICからJPRSに「.jp」の管理・運営業務が正式に移管された。」

→

「その後、2002年1月、総務省がICANNに「.jp」の管理・運営をJPRSが行うことに同意する書簡を送付し、

2002年2月、JPRS-ICANN間で ccTLD スポンサー契約が締結されたことにより、JPRSがJPドメイン名のスポンサ組織として承認され、これを受けて、同年4月にJPNICからJPRSに「.jp」の管理・運営業務が正式に移管された。」

その他の意見については、貴重な御意見として承ります。

「Nominet は剰余金について議論を重ねた結果、2008年にNominet Trust という独立慈善財団を設立し、2014年までに累計3500万ポンド（約60億円）を寄付し、インターネットに関連する社会的なイノベーションなどの推進に寄与している。」

●【p.13】以下の追加を提案します。

- 1) ブラジルの ccTLD 体制についての記述
- 2) 各国のレジストラの有無

●【p.14】本2章冒頭の「我が国の管理運営体制」と題された内容の記述が、「ICANNの概要とレジストリとの関係」で始まるのはたいへん違和感があります。

第2章を「国際的なドメイン名管理・運営体制の現状」とし、その冒頭にICANNの体制を記載することを提案します。

●【p.14】ICANNの組織原則、意思決定方法などについて、マルチステークホルダー原則、理事会の構成、安定性、透明性、公開性、IANA機能に触れることが重要と考えられ、以下の追加・修正を提案します。(p.14)

「ICANNは、(略)各国政府を含む国際的な当事者の合意および米国商務省との契約に基づき、インターネットの3つの識別子(IPアドレス、ポート番号、ドメイン名)の割当て、ルートゾーンファイルの管理、及びルートDNSサーバーの運営の調整を行っている機関である。

ICANNは設立当初から、当事者原則、いわゆるボトムアップによるマルチステークホルダープロセスを採用し、インターネットの安定性、組織としての公開性、透明性などを主要な組織原理としている。

ICANNの意思決定は国際的に選出された理事により構成される理事会によって行なわれ、毎年世界各地で3回の会議を開催し、以下に述べる関連組織による討議、提案を広く行なうなど、グローバルな合意形成を図っている。

ICANNの内部組織には、IPアドレスの支援組織、gTLD支援組織、ccTLD支援組織があり、それらの組織はIPアドレスの分配機関、各レジストリ、レジストラ、ISP、知財関係者、非営利組織などの代表などにより構成されている。

また、ICANNに助言する諮問委員会として、インターネットの利用者等が参加できるAt-Large 諮問委員会、各国政府からなる政府諮問委員会(GAC)、ルートサーバー諮問委員会、セキュリティと安全性に係る諮問委員会(RSSAC)、(図7)などがある。At-Largeの代表は理事として意思決定に参加しており、他方、GACは理事会にはオブザーバーとして参加しているが、理事会の決定がGACの意思と反する場合には説明を求めることができる。

これは、インターネットに関する グローバルに 幅広い関係者が関わるることができる仕組みであり、これを通して利害関係者の議論が集約され、意思決定が行われている。

●【p. 15】政府の関与について触れる必要から、ccTLD の委任・再委任に関する「GAC 原則」の概要の記載を提案します。

●【p. 15】本項目では、ICANN とレジストリ、ccTLD 関係一般と、わが国の ccTLD 「.jp」の経緯などが混在し、明晰性に欠けています。前者の内容は第2章冒頭に移し、本3章は日本における ccTLD の管理運用の経緯、実態などを中心に記載するよう提案します。

●【p. 15】以下の追加・修正を提案します。

「2001年11月 JPNIC と JPNI 間で「JP ドメイン名登録管理業務の移管に関する覚書」が締結され、JPRS は、JPNIC と政府当局が共同で JP ドメイン名の登録管理業務の公共性を担保する役割を担うことに同意した。

2002年1月、総務省は ICANN からの照会を受けて、JP ドメイン名登録管理業務の JPNIC から JPRS への移管に同意する書簡を送付した。

2002年2月、JPRS-ICANN 間で ccTLD スポンサー契約が締結されたことにより、JPRS が JP ドメイン名のスポンサー組織として承認され、これを受けて、同年4月に JPNIC から JPRS に「.jp」の管理・運営業務が正式に移管された。」

●【p. 16】以下の追加・修正を提案します。

【報告書案】

また、JPNIC から JPRS への業務移管に当たり、JPNIC と JPRS 間で覚書及び移管契約が締結さ

れており、この移管契約において「.jp」の管理・運営における JPNIC の役割や政府の役割が規定され、JPNIC と政府により JPRS の財務状況や公共性に基づく活動状況のチェックが行われている。

【意見】

「JPNIC と政府により JPRS の財務状況や公共性に基づく活動状況のチェック」の実施状況とその結果はほとんど公表されておらず、実質的に政府の関与はきわめて少ない状況が続いているものと思われます。

●以下を追記することを提案します。

「.日本」導入に伴う、JP ドメイン公共性担保スキームの改善

2009年7月、2008年の ICANN による ccTLD への多言語ドメイン名の導入決定を受けて、総務省情報通信審議会は、「.日本」の導入を担う管理運営者を民間主導の公募によって選定することが望ましいとの答申を行った。

同年9月、同答申を受けて、インターネット事業者を含む関係17団体が参加し、日本インターネットドメイン名協議会が設立され、2010年10月、公募選定の結果、JPRS が「.日本」の管理運営事業者に選定された。

2011年8月、JPNIC は JP ドメインの公共性担保の改善を検討する「移管契約第13条検討委員会」の設置を決定、同委員会は2012年9月に最終答申をとりまとめて発表した。

2011年9月、日本インターネットドメイン名協議会は、JPNIC が総務省の協力のもとに、第三者委員会の設置、情報公開による透明性向上など、「.JP」管理運営の公共性担保スキームを改善すると約束したことを受けて解散した。

2013年3月、JPNIC は「第13条検討委員会」による検討、答申案の公表、パブリックコメントなどを経て、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会」を設立した。なお、JPNIC は公益法人改革に伴い2013年4月に一般社団法人となっている。

●【p. 24】以下の追加・修正を提案します。

【報告書案】

これまでのJPRSの取組等により、JPRSのサービス停止やサービスの信頼性が後退した事実が発生したことがないことから、その信頼性における運営実績は高く評価ができるものと判断する。

【意見】

JPRSの技術的信頼性については、一部に課題を指摘する意見もある。したがって、以下の修正を提案する。

「これまでのJPRSの取組等により、JPRSのサービス停止やサービスの信頼性が後退した事実が発生したことがないことから、その信頼性における運営実績は高く評価ができる」という意見が多かったが、「脆弱性への対応などのセキュリティ面、レジストラによる登録システムの能力などについて課題もある」と指摘する意見もあった。」

(個人)

